

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る
競争の促進に関する検討会（第10回）議事録

- 1 日時 令和7年4月3日（木）14:00～17:00
- 2 場所 対面（中央合同庁舎第8号館特別中会議室）とオンラインの併用
- 3 出席者

【委員】

依田座長、石井委員、上沼委員、川濱委員、伊永委員、滝澤委員、仲上委員、日高委員、増田委員、榊田委員、山田委員

【公正取引委員会事務総局】

佐久間官房デジタル・国際総括審議官、稲葉デジタル市場企画調査室長

【オブザーバー】

内閣官房副長官補室、内閣官房デジタル市場競争本部事務局、内閣官房国家安全保障局、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター、個人情報保護委員会事務局、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省

4 議題

○ 討議

政令、公正取引委員会規則及びガイドラインの素案についての討議

○依田座長 ただいまから、第10回スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会を開催いたします。

本日は、石井委員、上沼委員、川濱委員、滝澤委員、仲上委員、増田悦子委員、榊田佳江委員、山田委員はオンラインで御出席いただいております。

それでは、本日の議事や資料の取扱いについて、事務局から御説明をお願いします。

○稲葉室長 前回までの検討会における御議論や関係事業者からの意見などを踏まえまして、事務局においてスマホソフトウェア競争促進法の政令、公正取引委員会規則、そしてガイドラインの素案を作成いたしましたので、本日はこれらについて事務局から御説明をした上で、委員の皆様にご議論いただきたいと考えております。

本日配布いたしました資料1から4は、本日の御議論を踏まえて、更にパブリックコメント

にかけるまでに修正することを想定しておりますので、非公表、構成員限りとさせていただきます。

また、本日の議事録につきましては、いつもどおり発言者の御確認を経た上で公表いたします。

それから、本日も記者ブリーフィングを予定しております。皆様からの御発言の中に記者に対して発言を控えるべき内容がありましたら、その旨おっしゃってくださいますようお願いいたします。

なお、この4月から公正取引委員会の組織に変更があり、検討会の担当も経済取引局長から新設された官房デジタル・国際総括審議官に交代となりました。4月1日から官房デジタル・国際総括審議官に着任をいたしました佐久間から一言挨拶させていただきます。

○佐久間デジ国審 官房デジタル・国際総括審議官の佐久間でございます。これまでも官房審議官としてこの検討会に出席しておりましたが、公正取引委員会の機構の新設に伴いまして、この4月から経済取引局長に代わりまして、デジタル分野の政策立案を統括することとなりました。どうぞよろしくお願いたします。

○依田座長 ありがとうございます。

それでは、これから新法の政令、公正取引委員会規則及びガイドラインの素案について、資料1から4に基づき事務局から御説明を頂きます。事務局からの説明の後、御意見や御質問のある委員の皆様から御発言を頂きます。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○稲葉室長 冒頭御説明申し上げましたように、これまでのこの検討会における御議論と、並行して進めてきておりました関係事業者とのやり取りにおける意見などを踏まえて、今般、政令、公正取引委員会規則そしてガイドラインの素案を作成いたしました。お手元の資料の資料1が概要資料で、資料2が政令案、資料3が規則案、資料4がガイドライン案となっております。ガイドラインの中ではこれらの政令や規則にも触れながらその考え方をまとめておりますので、本日はこのガイドライン案を用いて全体について御説明をいたします。

さらに、今回の検討会に向けて、事前に委員の皆様にご説明をさせていただいた際に頂いた御意見や並行して進めている関係事業者、関係事業者団体とのやり取りにおける事業者などからの意見を踏まえて、事前にお配りしていた資料から修正を加えておりますので、修正箇所は資料4-2の修正履歴のとおりではありますが、本日はこの資料4-2を用いて主な修正箇所

を含めて全体について御説明をいたしますので、御覧いただければと思います。

まず、このガイドラインの基本的な考え方といたしまして、まずは競争の促進が重要であり、加えてスマートフォンの利用者も重要な利害関係者であるということから、スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保、スマートフォンの利用者に係る情報の保護、スマートフォンの利用に係る青少年の保護等に関し、必要かつ十分な対応が引き続き確保されるように努め、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における安全・安心の確保の両立を図ることが重要と、こうした基本的な考え方を示しております。

それから、第3の冒頭で、想定例は飽くまで仮想的な事例を列挙したものであり、法の適用に当たっては個別具体的な事情を踏まえて判断するという点と、加えて、想定例に記載されていない行為であっても、個別具体的な事情を踏まえて法に違反すると判断される場合もあるという点を明示的に記載しております。

第3の1、法第5条ということで、ここから各規定について、基本的考え方と具体的考え方をそれぞれ記載しております。この第5条は取得したデータの不当な使用を禁止する規定であります。第5回検討会で議論していただいたとおり、このガイドラインに記載をしているところです。

1点触れさせていただくと、既に公開されているデータに係る説明について、この検討会でも御意見を頂いた点を踏まえて、取得元の個別ソフトウェアなどを提供する個別アプリ事業者などによる同意の上で、指定事業者とアプリ事業者などが、その両者が提携して商品又は役務の開発のために当該データを共有し使用することは第5条の規定に違反するものではないということを明記しております。

続いて、第6条については、基本的にはアプリを審査する場面において典型的に問題になってくると、この法律に規定をされております不当に差別的、それから不公正な取扱いに関して、その考え方をこの検討会での御議論を踏まえてまとめているところです。

次にアプリの審査についての基本的な考え方ということで、これはもうこの検討会で御議論いただいたとおりではありますが、サイバーセキュリティの確保等の観点からの審査、それから加えまして、公序良俗の観点も踏まえたもの、これは例えばポルノのようなものを防ぐといったことも含まれますが、こうした審査や、さらには、いわゆるダークパターンを防ぐという観点からの審査、こうした審査を行うこと自体は法第6条には違反しないということを記載し

ております。

さらに、一定の統一性を図る観点から、ウィジェットや通知を個別ソフトウェアのコンテンツや機能と関連性のあるものに限定するといった項目に基づく審査を行うこと自体は、第6条には違反しないということを明記をしているところです。

また、この検討会にて総務省の取組として、「スマートフォン・プライバシー・セキュリティ・イニシアティブ」について御紹介を頂きました。このガイドラインの中でも、SPSIではアプリ事業者等における望ましい取組がまとめられており、法第6条の観点から通常問題がないような個別ソフトウェアに係る審査項目の例として参考になるということに記載しております。

また、第6条について、他の条項との適用関係ということで、迂回的行為への対応について書いてございます。これもこの検討会で御議論いただいたとおり、考え方をまとめているところです。

また、迂回的行為への対応に加えまして、第6条に違反しない範囲内で行われた指定事業者による審査の結果であれば、第7条の禁止行為に該当することにならないという考え方も明示的に記載をしているところです。

さらに、不当に差別的な取扱いの基本的な考え方、またそれを踏まえた想定例を記載しており、また、その他の不公正な取扱いについて、同様に基本的な考え方とともに想定例をかなり充実させて記載しているところです。

続いて、法第7条第1号、こちらは代替アプリストアの提供等を妨げる行為を禁止する規定になりますが、特にこの「妨げる」という法律上の文言の解釈についての考え方をまとめているところです。

具体的には、例えば代替アプリストアを提供することは認めつつ、他の事業者に合理的でない技術的制約や契約上の条件等を課すこと、また過度な金銭的負担を課すこと、このようなことなどによって代替アプリストアの提供を実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為を含むという考え方をまとめております。

また、この過度な金銭的負担に関して、手数料等の金銭的負担についての考え方を記載しております。個別アプリ事業者による代替アプリストアの利用が困難となる蓋然性が高い手数料等の金銭的負担の水準については、個別具体的な事情を踏まえて判断するということとともに、こうした手数料などの金銭的負担の状況を踏まえながら、指定事業者等のアプリストアと代替

アプリストアとの間で同等の競争条件を確保できるかといった観点を考慮するという旨を記載しております。

その上で、正当化事由に係る考え方ということで、具体的な記載についてはこれまで議論していただいたとおりではありますが、この正当な目的として認められるものとしては、法定されているセキュリティの確保、利用者に係る情報の保護、青少年の保護、これに加えて政令で法令に違反する行為の防止、そしてスマートフォンの端末としての安全性の確保、このようなことを定めていくことを考えております。また、以下、これらについて正当化事由の目的ごとに、具体例を更に充実させた形で記載をしているところです。

また、正当化事由の該当性に係る基本的考え方ということで、これも御議論いただいたとおりですが、サイバーセキュリティの確保等の目的のために行われていると客観的に評価され、かつ当該行為以外のより競争制限的でない行為によっては当該目的を達成することが困難である場合には、第7条や第8条には違反しないということを書いた上で、サイバーセキュリティの確保等と競争の促進という2つの要請のバランスにも配慮しながら、正当化事由に係る判断を行うことが重要であるという考え方をまとめております。

続いて、OS機能の利用を妨げることを禁止する第7条第2号についての考え方をまとめております。こちらも具体的な考え方として、この法律で定められている文言に沿ってその考え方を整理しておりますけれども、例えば、第7条第2号の規定の対象になるOSの機能というものについては、指定事業者等が日本国内において個別ソフトウェアの提供に利用するOS機能に限定をするといったことを記載しております。

それから、この「妨げる」という文言についての考え方、これは基本的には第7条第1号と同じような考え方を記載しております。

この検討会での御議論も踏まえて、違反にならない場合の例示として、無償かつ制約なく、同等の性能で本OS機能の利用を認めている場合は、第7条第2号の「妨げ」には該当しないということで、飽くまで例示ということで、検討会で御議論いただいたものから記載ぶりを修正しているとともに、知的財産権との関係についても加筆をしております。

特許権等の知的財産権が存在していることを理由に、指定事業者が他の事業者による当該機能の同等の性能での利用を認めない行為については、従来の独占禁止法における運用に倣って判断するところ、当該行為が知的財産権の権利行使と認められる場合には法第7条に違反しないという旨を明記しております。

それから、このOS機能の利用に関して、アプリ事業者側から申請を行って、その審査をするような場合についての考え方を記載しておりますが、これにつきましては、先月、欧州委員会の方でも一定の見解が示されているところですので、それを踏まえた記載としております。

次に、第8条の規定について、まず、第8条第1号の代替支払管理役務の利用を妨げることを禁止する規定であります。これについては基本的にこの検討会で御議論いただいたとおり、「妨げる」という文言についての考え方と想定例を記載しているところです。

続いて、第8条第2号は関連ウェブページ等における取引等を妨げることの禁止ということで、こちらはいわゆるリンクアウトなどを制限するといったことを禁止する規定になっております。これも基本的にはこの検討会で御議論いただいたとおりではあります。まずこの第8条第2号の対象になるものについて、法定されているものを加えて、政令で定める場合として、政令の方では、個別ソフトウェアを通じて提供していない商品又は役務であって、本個別ソフトウェアで利用されるものを、ウェブページ又は本個別ソフトウェア以外の個別ソフトウェアを通じて提供する場合を規定することによって、以下に書いてあります①、②のようなケースをこの規制の対象に含めるということを考えているところです。

さらに、第8条第2号についても「妨げる」についての考え方と想定例を記載しております。正当化事由についても、個別の想定例に触れながら、考え方の明確化を図っているところです。

第8条第3号の代替ブラウザエンジンの利用を妨げることの禁止についても記載しております。これも基本的には同じで、この「妨げる」の考え方と想定例を記載する。さらには、正当化事由について記載をしているところです。

1点、御紹介させていただくと、ブラウザエンジンについては、特にブラウザ以外の個別ソフトウェアに関しては、その数が膨大なため、それらが共通のブラウザエンジンを使うことにより、迅速かつ効果的にサイバーセキュリティの確保等のための対応を行うことが可能となる側面もあることを踏まえる必要があるといった旨を明記しているところです。

また、検索エンジンに係る指定事業者の禁止行為ということで、検索結果の表示における自己優遇の禁止についての規定であります。こちらは前回、第9回の検討会で御議論を頂いたものから基本的に変更はありませんが、1点、検討会での御議論も踏まえて、この対象になる検索結果の表示に関して、特に検索連動型広告につきましては、これはアプリオリに対象外とするということではなくて、透明化法に沿った対応が採られていれば第9条に違反しないという記載としております。

その上で、優先的取扱いの考え方を示すとともに、正当な理由についての考え方を、これらも基本的にはこの検討会で御議論いただいたとおり、ガイドラインに記載しているところです。

続いて、第10条、第11条についても、同様にこの検討会で御議論いただいたことを記載しているところでして、その後に法第12条のデフォルト設定や選択画面についての規定について考え方をまとめております。こちらにつきましては、選択画面の表示義務を定める第12条第1号ロについて考え方をまとめておりますが、規則に定めるものに関して具体的な考え方を示しております。

規則では大きく4つの要件を規定しておりますが、まず1つ目といたしまして、選択画面の設計に関する事項についての規定の考え方を書いております。規則では、客観的かつ合理的な選定基準に基づき選定された複数の個別ソフトウェアを選択肢として表示されるようにするということが規定をされているところですが、この考え方について、前回のこの検討会での御議論を踏まえて、まず選択肢の数については、スマートフォンの画面をスクロールせずに全て閲覧できる程度にすることが考えられるとした上で、具体的には4個又は5個程度が考えられる、他方で、指定事業者等が提供する個別ソフトウェアも含めて、2個のみを選択肢とすることは通常、同号イで要求される措置を満たすものとは言えないという記載としております。

また、選択画面の表示タイミングについての考え方を示しております。こちらも前回の御議論を踏まえまして、規則ではスマートフォンの初回起動後速やかにという形で規定をいたしまして、この考え方として、スマホの初回起動後の初期設定のタイミングだけでなく、対象になる個別ソフトウェアの初回起動時に選択画面を表示してアプリを選択するようにするということが含まれるということも明記しております。

それから、第13条について考え方をまとめておりますが、こちらも基本的には第8回検討会で御議論を頂いたとおり、現行の取引透明化法で既に同じような義務がアプリストアについては規定をされておりますので、透明化法の下位法令を含めた関係規定ですとか、また現在の経済産業省における運用などを踏まえたものとしているところです。

このように、禁止行為、遵守義務についての考え方を記載をした上で、第4といたしまして、いわゆる遵守報告書についての考え方を記載をしております。加えて、第5として関係行政機関との連携の在り方ということで、この法律の中でも第43条において、公正取引委員会が関係行政機関に意見を求めたり、また関係行政機関から公正取引委員会に対して意見を述べていただくという規定がありますので、この規定の運用のイメージについて記載をさせていただきます。

以上、このような形でガイドラインをまとめておきまして、併せて、政令及び規則もまとめているところがございますので、本日更に御意見を頂いて、書きぶりを含めて更に検討を進めていければと思っております。

事務局からの説明は以上になります。

○依田座長 ありがとうございます。

それでは、これから御意見や御質問等がある委員の方から御発言を頂きますが、政令、規則、ガイドラインの内容は多岐にわたりますので、大きく3つのパートに分けて御議論いただきたいと思います。最初に、①正当化事由及び法第6条のアプリ審査に関わる考え方について、次に、②禁止行為に関わる規定について、そして最後に、③指定事業者の義務に関わる規定について、遵守報告書における報告事項を含む御議論を頂きたいと思います。

では、初めに①正当化事由及び法第6条のアプリ審査に関わる考え方について、御意見、御質問のある委員の方は挙手をお願いします。オンライン参加の方は挙手機能を使ってください。いかがでしょうか。

では、先に手が挙がっております上沼委員からお願いいたします。

○上沼委員 大部の資料をありがとうございます。

正当化事由なのか、その例外なのかというところで微妙なところではあるのですが、まず第6条の個別アプリの審査に関するところについてです。基本的に個別アプリの審査がここでできると書いていただいているところですが、気になっているのは、手数料についてです。第7条に関しては手数料に関する言及があるのですが、第6条では言及がありません。ただ、アプリ開発事業者の方は、手数料が高くなってしまったら意味がないという点を気にされていたと思います。ですので、合理的な手数料はいいけれども、不当に高かったら駄目ということを明記していただいてもいいのかと思いました。

以上です。

○依田座長 ありがとうございます。

では、まず今頂いた論点について関連する意見があれば、第6条の限りにおいて、また次の第7条以降にも若干関わるかもしれませんが、手数料に関してまずここで御質問があれば先に伺って、事務局から御回答いただければと思います。御意見、御質問等がなければ、一旦、今の上沼委員の御意見に対して事務局から御回答を頂きます。ほかに関連した御意見、御質問ございませんでしょうか。

では、今上沼委員からコメントがあったことについて、非常に重要な論点になると思いますので、1回事務局から御回答をお願いします。

○稲葉室長 第6条はアプリ事業者に対する不公正な取扱いを禁止する規定でありまして、したがって、今、上沼委員から御指摘いただいたような手数料に関しましても、不当に高い水準であれば、この不公正な取扱いに該当し得るといえることがあると考えております。その上で、このガイドラインの中でどのようにそれを記載をしていくことができるかということは、本日の御意見を踏まえて少し検討させていただければと思います。

○依田座長 手数料はまた第7条でも出てくるかとは思いますが、何かここで関連して御意見、御質問等ございますか。

滝澤委員、お願いいたします。

○滝澤委員 ありがとうございます。ガイドライン全体としては、体系的にも整理されて、細かい点まで考えられていますので、基本的に賛成しております。その上で、上沼委員がおっしゃっていた手数料に関しまして1点申し上げますと、手数料の額の高さについては書かれていますけれども、算定方式などの説明は書かなくていいのかという点が少し気になりました。

○依田座長 少し第7条の論点を先取りしてしまっているところもありますが、ここは先取りして議論してもいいかと思うので、手数料について何か御議論や御意見はございますか。

山田委員、どうぞお願いいたします。

○山田委員 ありがとうございます。全般の話もそうですけれども、特に手数料のところはそうだと思うのですが、この手数料のところは非常に複雑な話なので、かなりこのドラフトで動く余地を作られたので、これは非常にいいと私は思って、もっと書き込むべきというコメントにはちょっとええっと思いました。今、欧州のDMAではものすごく議論になっているところで、これは正直、私自身も全貌は分かりませんし、恐らく今、政府内の関係者の方々もどのように計算されているということが分かっていない状況でここに書き込むというのは、非常にリスクが双方にとってあり、これから議論が深まって実態と全然ずれているということが分かったときに、このガイドラインが全くずれたものということになってしまうわけです。だから、今は知財が使えるときには当てはまらないというように、原則論、抽象論に上げるような形にドラフトも変えていらっしゃるの、その方向は私は正しいのではないかと。逆に言うと、ものすごく技術的な話なので、本当に詳しく書き過ぎたときにクラッシュのリスクがあると思います。

他の論点にも関わる話ですけれども、全体的に、実は私自身も、日本ではこんなに細かく書くのだということが結構びっくりというか、本当に力作なのですけれども、欧州の方は、この分野は新しい技術がどんどん出てきますし、同じことを達成するのに様々な新しい技術が次々出てくるということも分かっているので、あえてガイドラインが大好きな欧州委員会ですら何も書かなかったところの真逆みたいなことで、相当細かく書いているということが非常に印象的で、それが今後、欧州委員会が気にしてあまり書かなかったこと、今後どんどん業界や技術が変わって、このガイドラインがすごく古くなってしまったときの対応をどうするのかという点は気になります。正にその価格設定の話も、業界の相場感みたいな価格設定もどんどん変わってくるような話なので、そこをどのように考えられているのかなという点も気になります。

あと、もう一個は、様々な報告書を拝見しながら、様々な関係者の方からも声が聞こえてくる中で、そもそもの法律を作る前の報告書の段階で、関係する会社がこれであれば何とかなるかと思った理由が、要は国会の附帯決議の中で、ユーザーコンビニエンスとか正当化事由、それから様々なポイントが盛り込まれていたから大丈夫かなという立場があったわけですけれども、大体このガイドラインの中に1つずつチェックしていくと入っているのですけれども、ユーザーコンビニエンスということだけが入っていないということに気付いて、これは、もちろん検索のところ、以前の検討会で、ここは欧州でもすごく問題になったので、ユーザーコンビニエンスを踏まえてここはダイリユートしますみたいなお話がありましたが、これは前回も申し上げたとおり、このガイドラインに基づいて東京地裁で裁判が起こるみたいなことがこの分野で大いにあり得ると思っているので、書いていないと、国会の附帯決議に基づいてというのに比べてガイドラインに基づいているというのは全然違う話なので、やはりリピートで、そのような最初の法律のベースになっていたものというのは入れていただいた方がいいと思う。そのつながりで、本当にこの書面が直接損害賠償請求訴訟とか、そういうものに使われるという観点で見ていただいた方がいいと思っている。

例えば市場調査とかでは、何とか何とかの可能性が高いとか、おそれがあるとか、泳げる余地があるように書いてあるのですけれども、このガイドラインは、1つ1つ読んでいくと、「該当する。」みたいなことがはっきり、トーンが相当硬く書いてあるというものなので、本当にそこでピンダウンしていいのかというのが若干気になります。先ほど言ったプラクティスが変わるかもしれないという、あと同じことを達成するために、別の方法がどんどん技術的に新しく出てくる可能性がある分野の中で、もちろん「想定事例」ということで言葉を変えてく

ださったのですけれども、それでもやはり想定なので、ではこれに当てはまったら本当に該当すると言い切ってしまうと、それを使って損害賠償請求訴訟になってしまったときに責任を持てるほど、今の時点スナップショットの技術の理解だけで言い切っているのかというような点も含め、たくさん書いてあるだけに、そこが実際の運用上どうなるのかなということが若干気になりました。

なので、例えば、こういうことであれば、正当化事由のところも、ほかに手段がなければいいとか、様々なことを書いてあるのですけれども、実際裁判になったときに誰が立証するのですかと点は検討されたのか。会社が立証しなければいけないときに、ないことの説明やほかに手段がないことの説明は実際不可能に近いと思います。何かそのような実務的な面から、これが使われるとなったときに結構怖いというところがところどころ見えたというのが、全般に関わる私のコメントです。大分、今はもうコメントで変えていただいているところもありますけれども、それだけ今の時点でコメントしようと思いました。

ありがとうございます。

○依田座長 ありがとうございます。

全般的なコメントについて承りまして、また事務局の方で対応できるところについては対応を御検討いただき、個別論点の方の手数料の方はもう一回、②第7条の議論の方で御意見いただくとして、山田委員が発言されたユーザーコンビニエンスの議論がございました。山田委員、具体的にユーザーコンビニエンスのところについて何かこうしたらいいとか、こうあるべきではないかなどコメント、御意見がございますか。

○山田委員 これはやはり対象になる会社側にとって、これが入っているから大丈夫という安心になるフックが幾つかあった中の1つが、多分ユーザーコンビニエンスと知財と正当化事由だったと思うのですよね。これは各論点全般に関わることなので、この書面の中どこに入れたらいいというのは、私も適当な場所がどこかすぐには言えないですけれども、国会の附帯決議に入っていて、もともと安心材料になるからこれは行けると思ってもらえていた部分の1つが、すぽっとここに書いていないという点は指摘したい。全部項目に入れ込むというのは多分難しいのだと思うのですけれども、知財も一部の関連する項目の部分にだけ書いてあるので、何かあのような感じでユーザーコンビニエンスも考慮されるということが、それこそ訴訟になったときにディフェンスで使えるように、ガイドラインのどこかに書いてあればいいというコメントです。

○依田座長 そのところについて、1回、事務局から見解と御意見を伺えればと思うので、今のユーザーコンビニエンスのところについて発言をお願いできますか。

○稲葉室長 御意見ありがとうございます。ユーザーコンビニエンス、ユーザーの利便性の視点でありますけれども、この検討会でも何度か御議論を頂いてきていたところで、山田委員の御発言の中にもあった例えば第9条の関係については、ガイドライン案においても、検索役務の品質に係る考え方という形で同じような考え方を入れているというのが1つございます。

それから、もう1つ、全体の関係で特に正当化事由との関係で申し上げると、第6回の検討会で御議論いただいたかと思いますが、ユーザーの利便性という形で、かなり幅広い行為がそれに該当するような形で、例えば政令で正当化事由を定めると、この規制の趣旨がかなり損なわれてしまうようなところもあるかと思いますが。個別具体的にどのような形でユーザーの利便性に影響がある場合にこの法律との関係でも例外とすべきかについては、この検討会でも御議論いただいたというふうに考えておまして、具体的には例えばユーザーに悪影響を与えるような場合として、この法律の正当化事由との関係でいうと、セキュリティが損なわれるような形でユーザーに影響が及ぶですとか、それから端末の安全性というところも追加をしておりますが、こうした既に定められている、法定されている正当化事由とそれに加えてこの2つの政令で加える正当化事由、これらでカバーできるところに関しては、この法律との関係でも認めるべきものだという整理が可能だと考えておるところです。

○山田委員 今おっしゃったそのセキュリティとかというのは、やはり違う話なのだと思うのですよね。正に前回おっしゃっていたマップの話とか、あの附帯決議自体も、そもそも競争と言うけれども、明らかに便利な機能はあるよねと。利便性を消費者から取り上げてまで競争を優先すべきなのかというような議論がベースにあって附帯決議になっているわけなので、競争が全てで、だからどんなに消費者が便利だと感じていても、それは消費者に与えられないみたいな、そこまでは行かないという調整の言葉が付帯決議に入ったという事情だったと思うので、セキュリティとかはまた別の話だという発想です。

なので、御指摘のとおりで、全部ユーザーコンビニエンスですと言うと、全部穴抜けになってしまうということはよく分かるのですが、やはり将来何か行為の理由として、ガイドラインに書いてある基準が損害賠償請求訴訟において何百億円の賠償が適切かというバランス判断のフックになっていくと考えていただけたらいいと思うのですよね。

そのときに、「さすがにこれは明らかに便利だからいいのではないか」と裁判官が言えるよ

うな一言、要するにそれがあるとみんないいよという必要はないのだと思うのですよね。その要素も考慮されるという、知財みたい——知財はもう少し強いですがけれども、知財があればもう当たらないと書いてあるので。ですがけれども、考慮の1つとして入りますということがどこかに書いてあればいいという、そのような話だと思う。だから、そこを是非考えていただいた方が、国会の付帯決議でメジャーなポイントになっていたところの1つだけがスポッと全く書かれないという扱いで良いものかどうか、というコメントです。

○依田座長 佐久間総括審議官、御意見がございましたらどうぞ。

○佐久間デジ国審 利便性の議論をされておったわけですがけれども、利便性は何でもありのような感じに言葉のイメージを受けてしまうのはいかがかと思います。損害賠償請求の訴訟は大変ですがけれども、それはある意味、今回の法律の規制を受ける側の理屈が前面に立ち過ぎていくかという感じもしないではないと思われま。今回、正当化事由で法律の3要件と政令でも2つ書きまして、それだけでも相当広い範囲で泳ぐ余地はあると思うので、企業側においてもその理由付けに合わせて説明をする、立証していただくということで、その利便性と言っているところの多くをカバーできるのかと思います。もしカバーできないものがあつたとしたら、それは具体的な要素として明らかにしていただいて、ガイドラインに載せるべきものだったら盛り込むというような形にするとよいのではないかと思います。

○依田座長 この点については、既に利便性をこのガイドラインに盛り込まない方向で議論してきたところではあるのですが、ただ、逆に言うとまた最後に議論できるチャンスでもあるので、もう少しここでは幅広に正当化事由についての御意見を委員に聞いてみたいと思います。

では、手が挙がっております川濱委員、お願いいたします。

○川濱委員 利便性に関しては既に議論は尽くしたところだと思うのですが、まず確認しておきたいのは、附帯決議で出てくる利便性は2か所ありまして、1つは、ユーザーの利便性確保のために利用者に対して必要かつ十分な情報提供を行えるように最大限努めることという形で、規制の介入根拠としても使われております。これは今回削除されましたけれども、公正取引委員会の最初の考え方のところに出てくる技術的な決定ができる前提条件としての部分ではこの意味での利便性が出ていました。

もう1つの利便性は検索エンジンに係る指定業者の禁止行為の内容に係るものであって、今回の第9条の検討において、我々は、その利便性の向上のために検索エンジンのために必要な措置というのはその中で十分に考慮してしております。禁止行為に関して事業者側にとってか

なり許容的なアプローチを取っています。その点でこの附帯決議の内容に関しては、少なくとも正当化事由に関連しても、利用者の行為の理由を確保する点においては、必要な検討は行ってきたと考えております。

その上で、この附帯決議の話を離れた条文の追加的な要素としての利便性の問題に関しても議論しています。これまでに事業者側から主張している内容なども踏まえて、サイバーセキュリティに加えて、デバイスの安全性あるいはプライバシー保護などにおいてほとんどの場合が網羅されるというか、少なくとも現状問題になっている問題点は全て網羅できており、ここで特に不都合はないのではないかと考えて、この点においては、先ほどの佐久間デジ国審の御意見が今までの議論の総括であり、この内容は妥当なのではないかと考えております。

もう1点、この今の関連で手数料の問題が出てきましたけれども、これに関しては、私も余り詳しく書き込むべきではないという山田委員の意見に賛成です。これは恐らく手数料の算定基準だけではなくて、第6条マターで言いますと、不公正の判断のときには、現にその算定方法はどうかというのも、同じような境遇にある者との比較において不利益が出るような場合を軸に、この不当性を詰めていく場合もあるわけです。したがって、流動的な算定方式をここで検討する方向性というのは、労多くして益少ない話になるのではないかと懸念します。これはむしろ今後の状況の進展いかんによって変わってくるものであり、今の程度の書き方でいいのではないかと思います。

以上でございます。

○依田座長 ありがとうございます。

様々な意見があると思いますので、一応今の利用者の利便性の問題とアプリに対しての合理的な手数料の金銭的負担というものについては、幅広に意見を聞いた上で、一番バランスの良いところに落として、次のパブコメ等で広く社会から御意見を伺えばいいかと思うので、もう少し御意見あれば伺いたいと思っております。

石井委員、どうぞお願いします。

○石井委員 ありがとうございます。私も山田委員の御意見に賛成です。諸要素を考慮して個別判断せざるを得ないですし、具体的に算定の基礎や根拠のようなものを書いてしまうと、規制を受ける側もする側も手足を縛ってしまうというデメリットもあるでしょうから、今の個別判断の方向の書きぶりによろしいかと思いました。

それから、ユーザーの利便性については、私の方でもう少し考えてみて、考えが浮かびまし

たら、別途事務局に御連絡する形にさせていただければと思います。

○依田座長 ほかどうぞ。この利用者の利便性について、技術畑の方の御意見を聞きましょうか。日高委員か仲上委員か、この問題は何回も議論してきたところではありますが、この場でもう一度確認も含めて何かありますか。

どうぞ、日高委員、お願いします。

○日高委員 まず、手数料の部分に関しましては、これまでの議論もあったとは思いますが、やはり技術的なところの進歩というのと、あと、基本的にはマーケットは世界的に広がっているんで、それとの歩調を合わせた上で変化していくものだというのが背景にはありますので、余り深く個別の事情を書きすぎないというところは賛同いたします。

一方、どのような状況になるかみたいな将来の要素に関しては、やはり分からないところが非常に多いという御指摘もそのとおりではありますので、今後の進捗で書き方を検討するフォローアップできる状況であれば技術的な面で十分対応は可能かと個人的な所感としてございます。

以上です。

○依田座長 ほかいかがでしょう。

上沼委員、どうぞお願いします。

○上沼委員 ユーザーの利便性に関係してです。ユーザーの利便性を正当化事由とすることが難しいというのは何となく理解できてはおりますが、今正当化事由として挙げていただいている文言について、例えばユーザー側の安全などを少し広めにカバーするような文言であっていただけると有り難いと思っています。例えば第3の3（1）エ（イ）のスマートフォンのセキュリティに関するところで、「スマートフォンのOS機能の利用を通じて、機能に過剰な負荷を掛けることにより」などと書いていただいております。例えばスマートフォンの機能そのものが停止したり著しく低下するということも、このサイバーセキュリティに関する文言の中で読み込むということだと思っております。とはいえ、「著しく負荷を掛ける」などと限定されたように読めしまうと、著しく負荷を掛けなくても問題が生じる場合、例えば、——あるかどうか分かりませんが——、セキュリティホールを見つけたときにそれを利用する行為などはどうなんだ、という疑義が生じるといけないので、例えばそこに「等」と入れてもらうだけで安心感が違うと思ったりしています。つまり、そのような限定されている部分をもう少しほかの場合にも読み込めるような感じにさせていただけると、安心感が増すかと思っていました。

あと、その関係で、法令に違反する行為の防止と書いていただいている項目ですけれども、法令に違反する行為を防止するために、少し広めという言い方は変ですけれども、違反する行為そのものを駄目というだけではなくて、法令を遵守するための適切な措置まで含むということでもいいのですよね、という確認をしたいと思います。

その辺りが入っていれば、ユーザー側の安心感などのところがかなりカバーされてくるのではないかと思ったので、コメントしました。

以上です。

○依田座長 ありがとうございます。現在、正当化事由に関わる場所のサイバーセキュリティのところは少し置いて、青少年の保護のところはそのユーザー目線に立った利便性という視点を少し広めに取れるような形で盛り込むというのは、現実的な対応として、まずこのガイドライン案を1回外に出すに当たって今できる対応として御提案いただいた等もありますので、そちらの方が可能なことがあるかというのは、事務局の方で御検討いただければと思いますが、この論点について、ほかの委員の方で今の方向性について御意見はありますか。

どうぞ山田委員、お願いします。

○山田委員 すみません、度々。もう少し大きな話はこの利便性のところが広がるという話ですけれども、今ちょうどこの裏で、今世界中の独禁法の弁護士が集まって、ワシントンでABAのスプリングミーティングが行われていて、事前規制の新しい法律、日本、それから欧州のDMAと、韓国もありますけれども、それを競争当局がやる意味合いみたいな議論が話されていて、利便性の話はすごく重要な論点の一つです。結局、この後、次の次の論点で遵守報告の義務がありますけれども、ここまでやらせるということは、要するに今までは事後の規制当局だった公正取引委員会という組織が、このデジタルについては性質が変わる、事実上このデジタル業界の一部について、規制当局に代わるに近いような事前規制ということの意味するわけですよね。それが何をもちたかという議論が今正にこの裏でABAで話されている。

その意味するところは、例えば、ほかの業法で事前規制のものを全部調べていないですけれども、知っている範囲でいうと、例えば国交省の航空法では、利便性とかそういうものがたくさん入っているわけですよね。独禁法の穴が抜けているコードシェアの条文があるのですけれども、そこではコードシェアというのは基本的に競争者の協業になるのだけれども、消費者の利便性のために抜くみたいな、要するに規制官庁の発想というのは、今までの公正取引委員会みたいに、競争が全て、競争と何かとやるのではなくて、業界として、使う消費者がいて、

その人がどうなのか、その人たちの利便性がどうなのかという全体のバランスで考えるというところまで、公正取引委員会の役割がある意味昇華していかないといけないというのが、グローバルな議論なわけですね。

だから、逆に言うと、例えば航空法に利便性という言葉がたくさん入っているように、何か違和感があるという意見は、本当に私も独禁法をずっとやっているの理解できるのですけれども、利便性という言葉をここに入れること自体は、そのような公取の役割の転換を意味するガイドライン、法律であることを考えると、おかしくはないということです。逆にそのような観点もないと、この分野については、ほぼ業法官庁にならないといけないという役割を改めて考えていただく必要もあるのではないかとこのところで、コメントしようと思いました。

以上です。

○依田座長 分かりました。

まず、御意見は御意見として賜って、逆に競争政策、競争法関係の方からは異論もあると思います。現業に対する事業法ではないので、例えば航空法や電気通信事業法で書いてあることが、独禁法の補完法であるスマホ新法において、同じ視点を書き込むことに関して逆にハレーションもあり、大いに反論もあり得ると思うので、そこについては、先ほど川濱委員のまた強い反応は聞いたところではあるので、今日の場においては両方の御意見を聞きたいところがあります。

川濱委員、もう一度お願いします。

○川濱委員 確かに興味深いのは、EUにおけるDMAも含めて、この問題に対して、伝統的な新しい監督官庁を作るのではなく、競争当局が事前規制を担当することはなぜかということの問題になるかと思います。まず、基本的に今回のスマホ新法は、事前規制だけでもやはり競争法だということが挙げられます。競争を重要視しているわけです。何を意味しているかと申しますと、基本的にこのようなイノベーションの活発な企業においては、どのような内容の役務を提供しどのような製品を提供するかということは、非常に企業の自由度の高い行為であって、それを制御するためには一定のルールがあって、そこに入っていくという方向性をどう確保するかという点から、古典的な競争を妨げる独占力の問題に関する予防的規制として今回は制定されているわけです。

ところが、航空法は逆で、役務の内容等々に関しては、安全性等の観点から極めて高度に企業の自由度を狭めており、そのときに規制する側が市場によってチェックされるのではない、

規制当局が役務の内容等々に関して決定するという自身、監督官庁が消費者の利便性に関してセンシティブでなければ、取り分け規制のキャプチャーを受けるような状況下においては、正しくない方向に進むということから、利便性を強調するのではないかという理解が通常取られているのではないかと思います。

その点で言うと、むしろこれは競争当局で行われるときの利便性というのは、何でもありの違反行為に対する正当化事由として使えるようにも、他の監督官庁の場合は、規制するときの規制の内容が消費者に対する影響というのを第一に考えるということに対して、今回我々が考えているのは、競争を守ることで自身によって消費者の利便性を広げていくことが原則だということです。その上で、例外的に何らかの形で競争を損なう行為であっても正当化される場合が何であるかということに関する対応を考えています。これは制限のところ、従来独禁法に基づいた正当化事由という、かなり縮減された内容にすぎないのであって、その縮減された内容の中であるならば、これは日本の最高裁も言っているとおり、単なる事業上の合理性では足りず、逆に正当な競争の観点から考えても正当化されるようなタイプの合理性がある必要があります。今回、単純な消費者に利便性があり得るかもしれないという形ではなく、本当に直接的に消費者の利便性につながるようなものに限定したというのは、賢明な方針だったのではないかと考えておりますし、また、なぜ競争当局がこのようなデジタルの問題に関して広範な介入をしているかというのは、デジタル市場においては、基本的に何が消費者の利便性に関わっているかないかというのは、適正な競争を通じて明らかになるものであって、飽くまでもその適正な競争を妨げる行為を抑止するというのが今回の新法の内容だろうという形で理解しております。

以上でございます。

○依田座長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

では、伊永委員、お願いします。

○伊永委員 私は、利便性の理解の仕方がこれまでと今後とで少し変わるのだと思っています。先ほど川濱委員が言われたことと近いのかもしれませんが、利便性というのは、これまではOS側が利便性が高いと考えられるものを決めて提供してきたという側面が強かったと思うのですが、今後はユーザー側から見て利便性が高いものを自ら選択するようになるという形で競争が起こるようになるというのが本法の良い点ではないかと思います。

従来お仕着せではあったものの、利便性という点でユーザーフレンドリーだったかもしれませんが、それがセキュリティなどと結び付いて、これまではエコシステムの利点として説明

されてきたものではあると思うのですが、今後はエコシステムとは切り離してサービスの優劣を争うための1つの要素として利便性というものも機能していくようになるということが前提となっているのではないのでしょうか。利便性は正当化事由というよりは、正に競争の結果選ばれるようになるサービス内容ということだとすれば、もう既に競争の文脈の中で解消していると考えることも可能かと思いました。

○依田座長 ありがとうございます。

そもそも論になりますが、独占禁止法を含む競争法・競争政策の究極的な目的は、消費者厚生、すなわち消費者余剰を改善することにあります。そしてその消費者余剰の構成要素としては、本来、品質・数量・価格が中心になりますが、やや曖昧な表現ではありますものの、恐らく「利便性」もその1つに含まれると考えられます。そうした意味においては、利便性の改善は競争政策・競争法の大前提であり、本来はこの場で正当化事由として特に議論すべきものではないとも言えます。

とはいえ、山田委員が御指摘されたように、逆に言えば、このガイドライン案が示された際に、消費者の側から見ると、今回のケースのように、独占的な事業者と最終消費者という単純な構図にはなっていない業界構造の中では、最終消費者にとって利便性が高いのであれば、無理に禁止行為として指定事業者を定めなくてもよいという意見も、大いに出てくる可能性があるとは思いますが。

しかし一方で、山田委員が述べられたように、競争法・競争政策の枠組みにおいて、今回のスマホ新法のような事前規制が導入されたことをもって、これまでの競争政策の考え方そのものを、我々のこの場の議論だけで大きく転換させるのは、やや行き過ぎとも言えます。したがって、今回のような事前規制の導入を踏まえた上で、従来、事後規制を中心としてきた競争法・競争政策が今後どのように変化していくかについては、本日の議論や今回の法律だけで結論づけるのではなく、法律の施行とガイドラインの運用を経て、さらに3年後などの見直しの機会を通じて、政策全体が動的に進展していけばよいと考えております。

以上を踏まえた上で、山田委員が再度御発言くださったように、現時点で「利便性」という大項目を独立して立てるのは、やはり議論の流れの中では難しいと私も感じております。ただし、可能な範囲で正当化事由の中にその精神を反映させることはできるのではないかと考えており、たとえば上沼委員が御指摘くださったサイバーセキュリティや青少年保護といった観点の中にも含める形で対応可能かと存じます。

また、私自身も後ほど伺おうと思っておりましたが、情報保護に関しても現行の内容で十分かどうか、今一度検討する余地があると感じております。その点も含め、山田委員がおっしゃった御意見を一部でも十分に汲み取っていただければと考えておりますが、いかがでしょうか、山田委員。

○山田委員 私自身が多分ここが危ないとかいうのは、正直分からないのですよね。ただ、なので、正に公取の方で会社と直接話されているので、私がこの数年間、この法律のできる前のレポートのときに様々な人から1つ大きな安心材料だと聞いていたところが書かれていないという、それだけなのです。だから、端的には正にそのマップの話がそうだと思うのですけれども、ほかにどのようなツボがあるのかというのは正直、私も会社の人ではないから分からないのですよね。そこは、公取の方で会社と正に話されているはず。もしかしたら会社も具体的に将来何が問題になるか分からないのだと思うのですよね、今の時点で。それこそ誰かに文句を言われて、だけど明らかにこうでしょうと言えるようにしておいてほしい、ドアをオープンにしておいてほしいという、単にそれだけだと思うのですよね。正直、今回指定された会社も、これを理由にしてすごい違反をしようとかということは全然思っていないと思います。

ですけれども、附帯決議に入っていたものだから、やはりそれを使えるようにガイドラインにも一言、入れてよねという希望はあるのではないのでしょうか。だから、例えば最初の最初のところでもいいのだと思うのですよね。附帯決議まで戻るのではなくて、ガイドラインの柱書きみたいのところ、「そういうものも考慮されるものである」みたいに、それぞれのところに入れ込むのではなくてという、その程度しか私は言えないのですけれども、あとは多分、公取が会社の方と話す過程でくみ上げていただく話なのだと思います。

○依田座長 私は今、山田委員との意見交換の中で改めて感じたのですが、指定事業者の立場から見ると、たとえ表向きには利便性の観点から正当化を求めているように見えても、実際には、自らの市場における優越的地位を維持したいという意図があることは、よく理解できます。そうした意味で、我々がそこまで善意に基づいて彼らの主張をすべて受け入れる必要はないとも感じております。

ただし、それ以上に我々が真摯に耳を傾けるべきは、本当の意味での最終消費者の声です。すなわち、このスマホ新法に対して、消費者がどのような思いを抱き、果たして本当にありがたいと感じていただけるのか。例えば、現在の指定事業者がそのままの形でサービスを提供し続ける中で、仮に日本の消費者が比較的高い料金を支払っていたとしても、「便利で快適だか

ら問題ない」と受け止められるのであれば、それは正直申し上げて、経済学者として非常に懸念すべき事態です。

この法律が実際にどのように受け止められるのかについては、今後、我々がガイドラインを策定し、施行していく過程においても、常に謙虚な姿勢で傾聴していく必要があると考えております。

もう1点、正当化事由に関連して、私自身も反省している点があります。それは、「プライバシーの保護」という表現を用いてきたことについてです。正確には、法律上に記載されているのは「スマートフォンの利用者に係る情報の保護」であり、この用語は他の法律から引用されたものであるため、我々が議論してきた「プライバシーの保護」という概念とは必ずしも完全に一致しない部分があります。

この点について、今日ここに来るまでに改めて検討すべきだと感じておりました。具体的に言えば、我々が「セキュリティ」「プライバシー」「セーフティ」「青少年保護」といった言葉で議論してきた内容と、実際に条文で使われている「スマートフォンの利用者に係る情報の保護」という表現との間に、一定のずれがある可能性があるのではないかという懸念です。

そのため、この点について詳しい方々の御意見を伺いたいと思っております、特に石井委員と上沼委員に御確認いただければと存じます。第3の3（1）エ（イ）にある「スマートフォンの利用者に係る情報の保護」と、私たちがこれまで議論してきた「プライバシー保護」との間に、大きな齟齬がないかどうか、お二人の御見解を伺ってもよろしいでしょうか。

石井委員、この点についてはいかがでしょうか。もし、大きな問題はないということであれば、そのようにお答えいただければ安心いたします。

○石井委員 この部分は、総務省の検討を踏まえてお書きいただいているという認識ですし、確かにプライバシーというと領域や本人の判断、個人の実質的な意思決定など、様々な側面はあるわけですが、ここで議論されているのは、スマートフォンを通じて取得される情報、生成された情報などという扱いになっていますので、スマートフォンとの文脈ではある程度の幅を持たせた御整理になっているかと思えます。修正案を拝見しても、写真や動画なども含んでいただいておりますので、明らかな違和感はないかと思っております。

もしよろしければ総務省の方もいらしているのではないかと思いますので、総務省のSPSIの議論との齟齬がないかというのも、この場でお聞きできると、私としても安心でございます。

○依田座長 またそこで御意見を伺う前に、競争政策関係やほかの方々、どうですか。正直、正確に言うと、プライバシーというものと、それはまた情報の保護といった場合に、その情報が個人情報保護法が定める情報と必ずしもそこによらない情報で、大きく含む含まない関係が変わってくるので、ここが正直言うとすごく難しいかと思って、プライバシーはやはり客観的ではなく主観的なもので、ここで言うと、どちらかという客観性を持たせるという意味において、だから法律やガイドラインではプライバシーという言い方を避けているところはあると思うので、これでいいですか、この扱い方で。あればぜひ一言。

○伊永委員 私は何の違和感もありません。

○依田座長 いいですね。

○伊永委員 はい、私はいいと思います。

○依田座長 では、こちらはそれで行きましょう。

先ほどの山田委員による問題提起について、改めて申し上げますと、私は非常に重要な指摘であると受け止めております。最終的な判断は、このガイドライン案を一度公表し、パブリックコメントを通じて、山田委員が御指摘された論点に関する多くの御意見が寄せられる中で、事務局がそれらの意見に丁寧に対応し、説明責任を果たす形になるものと考えております。

その上で、最終的には消費者や国民の皆様から、この法律やガイドライン全体についての評価を受けることになるでしょう。したがって、これは単にスマホ新法や今回のガイドラインだけで結論を出すべきものではなく、公正取引委員会の委員長もおっしゃったように、日本の競争政策全体の中での大きなマイルストーンとなるべきものであり、より大局的な観点から判断していくことが重要だと考えております。

山田委員、私はそのように考えますが、いかがでしょうか。

ただし、山田委員が御提示くださった問題意識については、正当化事由の第3項の中に可能な限り文章として盛り込み、意図が反映されるよう配慮していくべきだとも思っております。その一方で、「利便性」といった大項目を新たに独立して立てるとなると、それを包括的かつ適切に書き切ることは非常に難しく、仮にそれが容易であれば誰も苦勞はしていないはずです。

ただし、根本的な前提として、競争政策は消費者厚生・消費者余剰を損なうようなものであってはならないという点については、正にそのとおりであり、私も全面的に賛同いたします。

以上のような形で進めてよろしいでしょうか、山田委員。

○山田委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○依田座長 では、この手数料のところは、逆に言うと今の書きぶりで異論が出なかったので、先走って第7条の第1号関係を取り上げてしまいました。そちらの方はここでおおむね問題ないという御理解でよろしいですか。

ここまでの議論、大分第7条も含めて議論しましたけれども、特に問題はございませんか。

では、ちょうどいい時間になったので、一旦ここで5分間休憩させていただいて、15時30分から②番、③番の議論を始めさせていただきます。

(休憩)

○依田座長 それでは、時間になりましたので、議事を再開いたします。

先ほどの①番の正当化事由及び法第6条のアプリ審査に係る考え方について、もう少し論点に付け加えたい部分がございますか。榊田佳江委員からコメントがあるので、そのコメントを事務局から代読していただきますが、よろしいですか。

では、事務局から榊田佳江委員のコメントについてお願いします。

○稲葉室長 榊田佳江委員は、本日は機器の都合で御発言できませんので、チャットでコメントと御質問を頂いております。

正当化事由について端末としての安全性の確保という観点でスマホに接続するような装置、例えばモバイルバッテリーなどの安全性についてはどう考えればよいでしょうか。明示される予定はありますでしょうか、という御質問を頂きました。

これに関しましては、ガイドライン案においてスマートフォンの端末としての安全性の確保についての考え方を書いております。こちらはあくまでも政令で定める事項としてもスマートフォンの端末としての安全性の確保ということで、スマートフォンのバッテリーについて発火を防ぐような対応ですとか、それから、スマホのバッテリーに過大な負荷をかける、そのようなことについてはこちらに幾つか例示をしておりますが、御質問いただいたような接続する機器については、特段この範囲には含まれないということでガイドラインにも考え方は特段書いていないところになります。

○依田座長 ありがとうございます。

先ほど石井委員から総務省様の御意見を伺ってほしいということもありましたので、そこは何か総務省様からもし御発言があればと思いますが、どうですか。特にございませんか。

○稲葉室長 なければ事務局から説明させていただきますと、今日提示させていただいているガイドライン案につきましては、総務省とも調整をしながら作成を進めているものになります。

ので、もし私の認識が違えば総務省から補足していただければと思いますが、総務省においてもこのような内容で御理解いただいていると認識をしているところです。

○依田座長 分かりました。

では、②番の禁止行為に係る規定、第5条から第9条についての御意見、御質問を伺いたいと思いますので、御意見、御質問がある方は挙手をお願いいたします。

先ほどの手数料の義務については先取りして議論し、多くの委員からはこの程度の書きぶりが逆にいいのではないかという御意見を伺ったところではありますので、そちらに関してはいいかと思っております。

ほか、いかがですか。石井委員、どうぞお願いいたします。

○石井委員 ありがとうございます。

事務局への確認とお願いになります。2日ほど前にお送りした第5条、それから、第9条以下に関してお伝えした意見につきまして、全部反映してほしいという趣旨ではないのですが、まだ御検討いただいていないような箇所もあるような気がいたしましたので、確認させてください。

例えば取得したデータを加工等した場合という文言が第5条関係であったかと思いますが、かなり広いのではないかと思います。例えば個人情報保護法の世界でも、不適正利用でない限りは利用目的の制限が設けられていないという中で、ここでは統計的処理も含まれます、組み合わせたデータも含まれますと書いてあるのですが、例えば、競争上の問題を生じさせるようなデータの組合せといったように、何かしらの限定があっても良いのではないかというコメントをさせていただいています。

第10条のところはかなり細部にわたって開示を求める書きぶりになっているのですが、例えば部署内のデータ共有や内部規律など、このようなものまで開示するよう求めるのかということも気になります。要は守秘義務に関わるものや企業の内部の情報で、それを出してしまうとかえってセキュリティ的に問題が生じるようなものもあるのではないかと思います。そのようなコメントをさせていただいています。第10条のところは細部にわたり過ぎているのではないかという点が懸念されます。

第11条の指定事業者が「取得」したデータという文言の御説明があるところですが、スマートフォン端末に保存されているデータに指定事業者はアクセスしないというポリシーを取っている場合があると思います。そういう場合にデータの取得を義務付けるものではないとしても、

そのように読める可能性があるような書きぶりは避けていただくなど、その辺りのコメントを含めて気になることを書かせていただいています。今日の案の中では余り御検討されているような印象がなかったので、2日前に送ったコメントについて再度御検討いただいてもよろしいですかというお願いです。

○依田座長 取りあえず一回ここまで全部で5つ挙げてもらったでしょうか、コメントを。今挙げてもらった主な5点については可能な範囲で、一回ここで室長から口頭で回答いただいて、できないものについてはまた持ち帰ってもらって、このガイドライン案に盛り込むべきものであって、盛り込むものであれば盛り込む努力はする形にしたいと思いますが、石井委員、もう1点あるのですか。事務局にリプライしてもらってから言う方がいいですか、それとも全部言ってリプライしてもらった方がいいですか。

○石井委員 あと1点だけなので、全部申し上げられればと思います。

○依田座長 では、全部で6点になりますか。分かりました。

○石井委員 ほかの委員の先生方も気になっておられるかもしれませんが、第9条の関係で、検索画面の別枠について検討した方が良い観点があるかと思って発言させていただきます。

法令が対象とする4つのレイヤーがあり、検索サービスについては指定された者以外も国内に運営されて競争している会社がある。そのような指定事業者以外の検索サービス事業者にとって、検索画面の別枠が競争の源泉になることがあると考えられます。別枠というのが検索事業者自身のサービスがもとになっているというのもありますけれども、これは自社サービスを優遇するためではない場合もありまして、例えば、情報の信頼性、データを提供する契約の相手先が必ずしも見つかるとは限らない、トラフィックの集中に対処するなど、やむを得ない事情もあるというように伺っているところです。第9条の規定が執行されてしまうと、指定事業者になり得る事業者の間では強者と弱者が分かれてしまうことがあり得るという懸念も考えられますので、その点の御配慮も御検討いただければと思います。

これは御検討のお願いということになりますが、発言させていただきます。

○依田座長 では、ただいま承りました6点についてまず今日この場で答えられる限りにおいて答えていただいて、検討に時間を要するようなものは持ち帰っていただき、可能適切な範囲でガイドラインにどう反映するか御検討いただきたいということで対応したいと思います。

では、今日ここでできるコメントを事務局から口頭でお願いします。

○稲葉室長 ありがとうございます。

いただいた御意見については我々も限られた時間の中ではありますけれども、検討はさせていただいておるところでして、条項ごとに申し上げますと、最初にまず第5条の規制対象になるデータの範囲が少し広過ぎるのではないかという御指摘に関しましては、これはまず御指摘いただいた加工等というところについては、どのような類いのデータであればこの規制の対象になるかということに記載しているところとして、その上で御指摘いただいたような競争関係にあるような場合には、という御指摘がありましたけれども、それについては、そのすぐ後の（イ）の「競争関係にある商品又は役務の提供のために使用」したかどうかというところでのような判断、絞りをかけていくという記載をしているところとして、御指摘いただいている御趣旨というのは、今の形でもある程度反映できているのではないかと考えているところではあります。

次に第10条についての御指摘を頂きました。内部プロセスについて開示をするというところですが、これはガイドライン上、事業活動に支障のない範囲で開示するというところを記載しておりますので、これも御懸念のような点については、今お示しさせていただいているガイドライン案でもそこに応えていると考えております。

次に第11条の関係で、対象になるデータの範囲に関して、取得というところをどのように解釈するのかというところではありますけれども、基本的には今でも一定程度、例えばGoogleとAppleの間ではこのようなデータの移転が行われておりますので、基本的にはそのようなものをベースに今後も取組を進めていっていただくということで、このような記載をしているところではあります。

それから、最後にいただいた第9条の関係でありますけれども、まずこれは言わずもがなでもありますけれども、今回の規制はあくまでも指定を受けた事業者が対象になるということになっておりまして、その上でおっしゃっていただいたように別枠表示が競争の源泉になるという側面は確かにあろうかと思えます。この問題で難しいのは、前回も同じような御議論を頂いたところではありますけれども、この検索サービス間の競争、それから、検索結果の表示における表示されたサービスや商品間の競争というところの関係をどのように捉えていくか、つまり検索間の競争を行うために検索結果の表示において他者を排除してしまうようなことが認められるべきなのかどうか、そのような論点になろうかと思えます。

その上で別枠の表示に関しても、今のガイドラインの記載としましては、その表示自体が直ちに違反になるというわけではなくて、優先的取扱いにまず該当するかどうか、かつ優先的取

扱いに該当した上で更に正当な理由があるのかないのか、こうしたことを踏まえながら問題になるかどうかということ判断していくという枠組みで考えておりました、それをこのガイドライン案でも記載をしているところになります。

以上になります。

○依田座長 石井委員、今口頭でできる範囲で回答いただいたのですが、何かもう少し聞きたいことはありませんか。

○石井委員 分かりました。丁寧に御説明いただいて、ありがとうございます。

取得したデータのところで、データの取得自体を義務付けるわけではないということは、どこかに書いてありますでしょうか。「端末に保存されたものにも」という書き方がなされていると、その端末に対してアクセスしないポリシーを持っている事業者が懸念するでしょうか、そこは明確にしていただけなのであればその方が望ましいかと思いました。

○稲葉室長 今のガイドラインの案では、取得を義務付けるものではないということを明示的に書いているわけではないのですが、ただ、「取得した」ということを書いていたりですとか、それから、端末に保存されているデータについても、これはあくまでもユーザーの側から移転についての求めがあった場合に、それを指定事業者が移転可能な場合に限ってこのような記載をしているところでありまして、先ほど申し上げたように現に指定事業者においても今でも一定の対応が取られているところですので、そのようなことを引き続きやっていただくということを想定しているものではありません。

○石井委員 分かりました。事業者の方がそれで納得するというレベル感まで詰めていただければ、それでよろしいかと思えます。

すみません。今発言させていただいているので、あと2点ほど気になる点があったのですが、引き続きコメントさせていただいてもよろしいでしょうか。

○依田座長 どうぞ。

○石井委員 ありがとうございます。

1点目は、ポータビリティのところ、クレジットカードやパスワード情報をブラウザの移転の対象にしているということさらっと書いてあった箇所について、セキュリティ的な懸念から書かない方がいいのではないかというコメントをさせていただいたところがあったと思います。

もう1点は、これも事業者側の懸念になるかと思いますが、最近はずしも指定事業者から

翻訳を出さなくても生成AIを使って情報を得られやすくなっていると思います。第13条関係で、日本語翻訳の部分であまり厳格にルールが執行されてしまうと気の毒な面もあるかと思えます。翻訳の期限を満たせなかったがために勧告を受けたというケースも公表されているかと思えますが、この辺りは最近の生成AIの発展も踏まえて緩やかに見ていただくといいのではないかと考えています。

以上、2点になります。

○依田座長 一部第10条以降のことも入っていますが、今出てしまったので、もうそこも事務局の方でコメントがございましたらお願いいたします。

○稲葉室長 1点目のデータの移転についての移転対象のデータで、特にクレジットカード、それから、パスワード情報というところがセキュリティの観点から問題ないかという御指摘がありました。こうしたものはデータの対象として挙げておる一方で、データの円滑な移転の方法ということでその要素を幾つか並べております。その中で御指摘のセキュリティの確保という点は我々も大事だと思っておりますので、データ移転に係るサイバーセキュリティの確保に関しても、規則も含めて必要な規定をした上で、このような形でガイドラインで考え方を示せばと思っております。具体的にはセキュリティの確保などの観点から暗号化その他必要な対策を講ずるといったことを規定しているところです。

それから、2つ目の翻訳のところに関しては、今でも翻訳を直ちに開示することは難しい場合には、一定の期間を設けた上で、その必要な翻訳の作業などをして、その上で事後的に翻訳を出していただければいいというような形で規定をしておりますし、基本的には透明化法の規定にならったものになっております。あとはケース・バイ・ケースで運用の方でもある程度、実際にこれから更に具体的にどうやっていくかというのは関係事業者とも更に詰めた議論をできればと思っておりますが、過度に負担とならないような形でやっていければということは考えているところです。

以上になります。

○依田座長 ありがとうございます。

では、一旦ここまでにして、ほかの委員の御意見も聞いていきたいと思えます。今、一部もう第11条、第13条の方の③の論点も入ったのですが、③の論点に戻ったときに今の第11条のデータと第13条の報告のところに関してはまた議論するとして、一旦、禁止行為に係る規定、第5条、第9条の方に戻りましょうか。

禁止行為に係る第5条、第9条について御意見、御質問があれば是非伺いたいと思いますが、いかがでございましょう。

山田委員、お願いいたします。

○山田委員 ありがとうございます。

ニッチな点ですけれども、OSに紐付いている機能というところで生成AIへの言及があるのですけれども、これはどこまで調べられて書いているのか。私の理解では様々なパターンがあって、今正に新しい機能が出るとかそのような段階ではありますけれども、OSに紐付いているものというのがピンと来ないのですよね。スピーカー、マイク、通信機能やGPSなどは正にOSに紐付くというので分かるのですけれども、生成AIはもっと複雑で、画像生成機能とか書いてありますけれども、何か必ずしもほかに並べているものが横並びにできるような機能ではない、技術ではないと。もっと複雑だという理解です。OSにリンクしないものの方が多いで、これを書いていいのかというのが1つ。

あとは正に公取が調査されているところなのかもしれないですけれども、生成AIは双方向のものなので、契約関係とかも複雑で、これを「はい。全部オープンにしてください」というのが今後の日本の生成AIの性能、日本のものに対応できるのでやろうとしているときに果たして正しい政策なのか。「はい。もう全部価値ないので、全部オープンにしましょう」みたいなことをここで言うのがどんなものかなと思ってしまったのですよね。

生成AIはやはり注目も集まっていますし、逆に第三者からのコメントなのかもしれないですけれども、第三者の参入したい会社が、とにかく頂戴ということでコメントがあった可能性もありますけれども、ただ、全然違う毛色のものがここに入っているということで、もっと複雑な技術面、背景があることを考えると、ここは私は生成AIは除いた方が様々な意味で安全なのではないかと思いました。

○依田座長 申し訳ありません。私は山田委員ほど「生成AI」という言葉に敏感に反応できるほど、読み込みができておりませんでした。法第7条第2号に係る具体的な考え方の部分を拝見すると、確かに「生成AIに係る機能（画像生成機能等）」との記載がありますね。

山田委員が御指摘くださった点は、非常に重要な御指摘だと受け止めております。私たちは内閣官房時代からこのスマホ新法の検討を立ち上げ、3年にわたり取り組んできましたが、当時は生成AI、特にLLMに関する技術はすでに存在していたものの、今日のように社会問題として大きく注目される段階にはありませんでした。

したがって、今回のスマホ新法が生成A Iに関する問題を十分に取り込めていないというのは、座長である私自身、また山田委員をはじめとする各委員の皆様にとっても非常に遺憾なことであり、この新法の適用範囲を超えているという点は確かに事実です。

その意味でも、次回の見直し、恐らく3年後、あるいはそれ以前のタイミングにおいて、この生成A Iに関する論点は中心的なテーマになると考えられます。したがって、現時点で不用意な書きぶりを避けるべきだという御意見には、まったくそのとおりだと感じております。

この点も踏まえまして、この部分については一度、事務局の御意見も伺いたいと思いますが、その前に、エンジニア的な観点から見て、この記載についてどのようにお考えか、日高委員、何かコメントをいただけますでしょうか。

○日高委員 この第7条第2号に含まれるものに関して、OSの機能の提供可否によって不公平な状況が起きるかどうかというところだとは思いますが、ここに書いている内容は基本的に生成A Iの部分を除くと、確かにOSが提供しているということが分かりやすい機能が多いかと思えます。

ここにはない項目等も補足しながら御説明しますと、例えばスマートフォンやタブレット等でゲームをするみたいなことがあったときに、ゲームのGPUという演算装置のようなデバイスを使ってハードウェア的に行う方がより高性能であり、体験が良くなるように、競争の生まれる場所というのがスマートフォンに搭載されているデバイスの機能にはございます。生成A Iに係る機能という部分でもし該当するところがあるとしたら、そのようなローカルにデバイス上に存在しているハードウェアを独占的に使えるかどうかというところなんです。この部分に関しては先ほど御指摘があったとおり、クラウドで行ったりであるとか、いわゆるスマートフォンがただ単に入り口であるようなケースというのが散見されます。それはスマートフォンで処理していると10倍、100倍というかなりの時間がかかってしまうというのが現時点での技術的な制約になっております。

今のトレンドという形でお伝えしますと、支配的な立場のOS事業者もハードウェアとして生成A Iのサポートをし始めているというところがございますので、最新のデバイスを使えば素早くこのような生成A Iの機能を使いやすくなるというような状況は現時点でも発生しているのかと。技術的なフォローアップとしては、この辺が適切かとは思いますが。

以上となります。

○依田座長 ありがとうございます。

仲上委員、何かコメントすることはございますか。

○仲上委員 ありがとうございます。

今、日高委員に御説明いただいたとおりで技術的な観点は大きく問題ないかと思っております。書きぶりとしては、生成A Iに係る機能と書いていただいているものの、生成A Iはある意味ジェネラティブA Iということで限定的なA Iのカテゴリーにはなるのですけれども、ほかにも機械学習機能とかそのような生成A IではないA Iも考えると、生成A Iというものだけにフィーチャーするということには多少問題があるのかと思った次第です。

○依田座長 ありがとうございます。

山田委員から問題提起していただいて、日高委員あるいは仲上委員からもコメントをもらったので、簡単に事務局の方からリプライさせてもらいますが、1回持ち帰って慎重にそのところを判断していただこうとは思っています。事務局から今のところで何かコメントがあれば。

○稲葉室長 もともとこちらではOS機能について具体的にどのようなものが含まれるかということはある程度例示した方が分かりやすいのではないかという発想で書いておまして、こちらに書いておきではあるのですけれども、まず法律上はあくまでもOSによって制御されるスマートフォンの動作に係る機能ということで、これに該当する場合には対象になると。こちらに挙がっているものも基本的にはここに該当するものがほとんどだと思う一方で、今、日高委員からも御説明いただいたように、A Iに関してはOSによって制御されていないケースと、それから、OSによって制御されているケースがあると思っておりますので、OSによって制御されているものに関しては対象になるというようなことで、こうしたものも含まれ得ると書いていたところではあります。

他方で今多くの委員から御意見をいただいて、仲上委員からそもそもA Iではなくて生成A Iをフィーチャーするのはどうかといった御意見もいただきましたので、そのようなことも踏まえて、どのような書きぶりが最も適切かというのは少し考えてみたいと思います。

○依田座長 ありがとうございます。

では、この生成A I関係についてはいただいた意見を基に書きぶりを直す必要があるかどうかも含めて、持ち帰って検討いただきます。

ほかの論点について、どんなことでも結構ですので、今日は時間の許す限りなるべく聞ければと思っています。上沼委員、お願いいたします。

○上沼委員 第5条、第9条ではなく第7条の禁止行為のところでは先ほどコメントし忘れてし

まったことで、正当化事由ではなくて禁止行為の方です。これは確認ですが、例えば指定事業者が基本動作ソフト、その「指定事業者が基本動作ソフトウェアの技術的仕様としてスマートフォンの利用者による代替アプリストアの利用を不可能とする仕様を設けること」ということが駄目というのは分かるのですけれども、利用者が選択でそのような設定を選ぶことは大丈夫だという理解なので、このように「仕様を設けること」と言われてしまうと、そのように選択により、代替アプリストアの利用を不可能とする設定も駄目になってしまうのかというのが若干心配です。選択によることは可能であることが分かるとありがたいと思います。同じことで「代替アプリストアのダウンロード及びインストールを行うことを困難にするような」という文言も、利用者の選択でそのような設定を設けるのは大丈夫ですよ、という、念のための確認です。

○依田座長 では、一旦ここまでのところで、事務局の方で可能な限りリプライできることがあればお願いします。

○稲葉室長 おっしゃっていただいたとおりだと我々としても思っていて、ここの御指摘いただいたところ、あと、場合によってはほかのところもあるかもしれませんが、書きぶりについては工夫できないか検討してみたいと思います。ありがとうございます。

○依田座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでございましょう。第5条から第9条、禁止行為に係る規定について何か御意見等ございませんか。

伊永委員、お願いします。

○伊永委員 ありがとうございます。

法第7条第2号に係る具体的考え方の（ウ）に注が書き加えられており、これは御説明いただいたところですが、この趣旨をもう一度確認したいと思って、確認の質問になります。

これを読みますと、第7条第2号の話なので、OS機能へのアクセスを妨げる行為として知的財産権を理由にライセンスできないと言って断るという趣旨ではなくて、ライセンスした上で、そのライセンスに従ってアクセスをできるようにするということが自体は適切な行為であるという理解ではないかと思えます。なかなか複雑なので読みにくいと思ったのですが、特に知的財産権の「権利行使と認められる」という文言は独禁法の第21条を想起しまして、独禁法違反にならない適用除外を受ける条件のようにも読めましたので、この辺の相場観を抱くのが難しいのですが、アクセスするのにライセンスが必要であると述べることは

正当で、その上で適切なアクセスに必要なライセンス料というのがアドオンされた料金を取るということも正当化されるという趣旨と理解しましたけれども、そのような趣旨でよいということですか。

○依田座長 確認の質問でしたので、事務局の方からお願いします。

○稲葉室長 御指摘の記載については基本的にはそのように考えておりまして、その上でですけども、「前記第2の2のとおり」と書いておりまして、第2の2でもう少し詳しく書いてあるところをここでは少し短めに省略して書いているところではあるのですが、第2の2では、考慮要素として「行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者に創意工夫を発揮させ、技術の活用を図るという知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反しないかを検討する」と、こうした観点で独禁法にならって新法の下でも検討していくということを書いているところですか。

○伊永委員 ありがとうございます。

実際にアクセスに必要な知的財産権を特定して、そのライセンスを受けながら合理的な対価を取っていくことは、知的財産制度の趣旨に反しない限りで許されると理解しました。特定というところも大事かと思しますので、アクセスに本当に知的財産権の行使が必要なのかというのは1つのポイントかと思しますので、念のため申し上げておきます。

もう1点ありまして、代替的アプリストアのところですが、これまでの会議で発言させていただいたところとしまして、実際この法律は指定事業者、OS事業者であるとかアプリストアの運営事業者に対しての規律だということは重々承知しているのですが、その上で代替的に作られるアプリストア、それから、そこに卸すアプリのデベロッパーについても一定のセキュアなアプリソフトを製造・販売するという責務を負っているという旨をイギリスのDSITのコード・オブ・プラクティスを基に書いたらどうかということをお願いしておりました。名宛人が違うということで恐らくガイドライン案に書かれなかったのではないかとは思ったのですが、これまではエコシステム内に閉じて安全を確保していたわけですが、今後は本来に立ち帰り、アプリのデベロッパーが自らセキュアで安心できるソフトを提供するというのが原則になっていくと考えています。その上で、さらにアプリをセキュアなものに制限するためにアプリストアがチェックを行うという体制が基本として存在するのであって、そこに指定事業者が関与していくのは例外的あるいは副次的なものということになるのが本法の理念だと思います。したがって、セキュアなアプリを供給するためのコストを指定事業者が全て負うの

ではなくて、本来はデベロッパーや代替的アプリストア自体がきちんとやっていく責務を負っているという旨は、この法律との関係でもあっていいと考えています。

こうした責務を確認することによって責任あるアプリストアの参入が促される側面もあると思います、やはりある方がいいかと思いましたが、改めて御検討いただければと思います。

○依田座長 承知しました。特に事務局から今何かありますか。

○稲葉室長 この検討会でも、代替アプリストアやデベロッパーの責務、それから、代替ストア以外に関しても今回指定を受ける事業者以外の特定ソフトウェアを提供する事業者における責務のようなものを何かしら考え方に含められないかという御議論を頂いてきたところではありますが、このガイドラインについて改めて考えてみますと、第1の「はじめに」のところで書いておりますように、基本的にこのガイドラインの性格としては新法の禁止行為、それから、遵守義務、これらについて明確化を図っていくというところにありますので、委員からおっしゃっていただいたように指定事業者以外に対するものについて、そもそも法律の構造上何か義務付けをしたりするということは当然できないわけですが、さらにそれを超えて望ましい対応として何か考え方を示していくというのもこのガイドラインの性質上、なじまないかということで、今日御提示させていただいた案では全て指定事業者に対するものに限定をしております。

○依田座長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

どうぞ石井委員、お願いします。

○石井委員 今、伊永委員がおっしゃった点は非常に重要な点だと思います。ガイドラインの中でも、指定事業者に対する望ましい取組がたくさん入っています。それは法令上必ずしも義務付けるものではないが、ガイドライン上望ましい、できればやってほしい取組として書いておられるという認識です。その意味ではデベロッパーに対しても同じように望ましい取組を書くことに障壁があるようには思えません。意見になりますが、私からは以上になります。

○依田座長 今の御発言に何か回答することはございますか。

○稲葉室長 伊永委員に対してお答えをさせていただいたとおりではあるのですが、ほかのところも含めて指定事業者以外についての取組や責務について、何か追加した方がいいのではないかというコメントはほかの委員からもいただいているところではありますので、そのようなものを含めてどうするか。確かに書こうと思えば書ける類いのものであればあるのですが、それをこのガイドラインに入れることが適当なのかどうかというところで考えてみたいと思います。

あと、もしほかの委員からも何か御意見あれば、ほかのところでもしかしたらいただくかもしれませんけれども、いただければと思います。

○依田座長 一旦御意見として預かって、また持ち帰って検討していただくことにします。

ほか、いかがでしょう。この②の論点で御意見ございませんか。滝澤委員、今のところ大丈夫ですか。

○滝澤委員 ありがとうございます。

石井委員と伊永委員のおっしゃった点につきましては、もし可能ならば、ガイドラインから切り離して、ほかのプレイヤーに対するコード・オブ・プラクティスのような形で出すというのは1つあり得るのではないかと思います。アプリの開発者はもちろんですが、支払管理役務等についても開放されますので、それらにつきましても同じように考えられるかもしれません。

それから、もう1点、正当化事由に関する論点に戻ってしまい申し訳ないのですが、少し前に上沼委員のおっしゃっていた点を確認させてください。以前の検討会で、政令の定めとして、スマートフォンの端末としての安全性の確保だけで十分なのか、もう少し広い内容を受け止められる規定でなくてよいのかといった議論があったと記憶しています。主に第7条第1号に関して、指定事業者がアプリストアを審査する際に法定正当化事由よりも広めながら真っ当な要求をしたときに、それが一切認められないと、特に民事訴訟を考えると問題ではないか、原案では足りないのではないかという問題提起があったと思います。

もちろん第6条はありますけれども、アプリストアの審査はやはり第7条で考えるとすると、少し前に上沼委員がおっしゃったように、セキュリティの確保について少し広めに解釈することで、いわゆるOSインテグリティの確保みたいな内容も含めていく可能性はあると思いますし、また、法令違反の防止についても、防止のところを少し広めに読む工夫というのはあってもいいのではないかと思います。その辺りをもう一度御確認いただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○依田座長 今2点目に承った御意見は今日の前半の議論にも通ずるものでありますので、是非お願いしたいと思っておりますが、事務局の方で今の滝澤委員に何かリプライすることはございますか。

○稲葉室長 どのようなケースについてこの法定されていたり政令で定める目的でカバーできるのかといったことについてはガイドラインで具体的に書いているところです。そこの書きぶ

りで例えば上沼委員からいただいた御意見に関しては、既にある程度携帯のパフォーマンスが著しく低下するとか、それから、機能が損なわれるとか、そのようなことを書いてはいるのですが、更にユーザー目線から書けないかなど、もう少し皆さんの懸念されているようなところにリーチできるような書きぶりにできないかですとか、それから、今滝澤委員からいただいた御意見も法令違反行為の防止というところで、もう少し具体例も含めて何か工夫できないかということで検討してみたいと思います。

○依田座長 ありがとうございます。今いただいた2点に関しては持ち帰って事務局の方で時間の許す限り、最大限の善処をしていただきます。

ほか、どうでしょう。この②の論点についてなければ、③の論点、一部先ほど石井委員からも御指摘いただいた遵守報告書における報告事項を含めた指定事業者の義務に係る規定、第10条から第14条の議論に移りますが、よろしいでしょうか。

またいつでも戻ってもらっても結構でございますので、では、3番目の論点で、今言ったように遵守報告書に係る報告事項を含めた指定事業者の義務、第10条から第14条について御意見、御質問があれば是非お願いいたします。挙手していただければ幸いです。

ここは石井委員からも御指摘いただいた第11条のデータの具体例、想定例などもかなりしっかりと書き込んであるところです。

上沼委員からお願いします。

○上沼委員 ありがとうございます。

第12条のところですけども、この前の検討会で標準仕様を変えたときにOS機能のペアレンタルコントロールが従前どおり機能するかというのが論点になり、事業者と御検討いただけるという話になっていたと思います。それについて、今のものは大丈夫かもしれないけれども、今後出てくるものが大丈夫かどうかは分からないと思っております。そのような意味で言うと、対象となる選択肢の中にペアレンタルコントロール等、想定される機能が十分に機能しないものは選択肢に含めなくていい、ということがどこかに読み込めるといいかと思っております。規則などを見ても、そこが読み込めないと思ったので、その点御質問させていただきました。これは多分第8条第3号のところのブラウザのところも同じようなことになるかと思うので、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○依田座長 ありがとうございます。

こちらについて事務局の方、いかがでございましょう。

○稲葉室長 まず最初に言及のあった前回御指摘を頂いた点は、引き続き事業者にも確認をしながら対応を検討しているところになります。その上で今御指摘のあったところに関しては、まずデフォルト設定に関して、また、選択画面の表示義務に関しても同じことが言えるのですが、規則上は特段選択肢として表示をするものについて限定するようなものはありませんので、特に今おっしゃったようなもの、例えば選択肢に含めないといったことはあっても、それが合理的だと認められれば特段この規定との関係では問題ないという整理ができるかと思っております。

いずれにせよ、事業者の方で今どのような対応ができるのか、それから、今だけではなくて今後も大丈夫かといった御指摘もありましたが、今後のことも含めてどのような形でこのガイドラインや規則を定めていけば、おっしゃっていただいたような点について問題がクリアになるかということを考えながら、引き続き事業者とも調整をしていきたいと思っております。

○上沼委員 ありがとうございます。

○依田座長 続きまして、石井委員、お願いします。

○石井委員 ありがとうございます。

先ほどのポータビリティのところと、国内管理人の部分でお聞きしたいことがあります。

ポータビリティについて、先ほどブラウザのところの古いパスワード情報が目につきましたので、2つだけ挙げてしまったのですが、OSもアプリストアもブラウザも全部機微なものを含む個人に関する情報が列挙されていて、それが本人の求めがあれば直接移転できるように措置を講じることになると。ただ、セキュリティの観点、利用者保護の観点などから指定事業者が審査をすることは許容されるとなっているわけですが、審査の結果、指定事業者が危ない移転先だから駄目だと評価したとして、もしそのような評価、判断をしたときに本人の意思には沿わないわけですが、その場合、違反ということがあり得るのか、あるいは危ない移転先だったとしても、本人の希望に沿うものだからできるだけ認めなければならないのか、指定事業者側のセキュリティに関わるものについてはやはり出せないということがあり得るのか、その辺りの違反か否かの判断基準はどうなってくるのかということです。

また、指定事業者が危ない移転先であることをアラートなどで表示することもあるのではないかと思います。そうしたことも含めて許容されるのかというのが1点目の質問です。

もう1点は第13条の国内管理人についてです。これは多数の事業者と折衝することを求めるというレベルでの管理人の設置を要求すると読んでしまうと過剰ではないかと思っています。事前にそうした趣旨のコメントもさせていただいていたかと思います。外国の事業者が国内に代理人や代表者を置くような場合は、大量の事業者と折衝することまで想定した仕組みではないように思いますが、その辺の整理をどのように捉えておられるのか。国内管理人の調整も何もかもやり取りを委ねてしまうと現実的には回らないでしょうし、さすがに事業者にも負担もあるかと思いました。苦情対応の仕組みは必要だとは思いますが。

私からは以上になります。

○依田座長 ありがとうございます。

2点質問を頂きましたので、事務局は可能な範囲でお答えをお願いします。

○稲葉室長 まず、第11条の関係ですけれども、今日提示させていただいている規則案では、データ移転のための必要な措置として、規則でいうと第11条第6号というところになりますけれども、対象データの移転についてサイバーセキュリティの確保等の観点から暗号化その他の必要な対策を講ずることといった規定を置いているところです。したがって、この規定との関係で申し上げますと、こうした措置を当然講じていただく義務というのが生じるのですけれども、おっしゃっていただいたようなケースについては、今のところガイドラインでは特段考え方を書いていないところですので、それから、ポップアップの表示もそうですが、その辺りは何か書けないか考えてみたいと思っております。

それから、国内管理人は基本的に透明化法で同じような義務がありまして、今回の規則案でいいますと、第13条に規定があるわけですけれども、おっしゃっていただいたように今提示させていただいている中では、国内管理人については例えば指定事業者が個別アプリ事業者などと緊密に連絡を行うために国内において必要な業務の管理を行うものという位置づけになっております。これは現行の透明化法でも既に同じような義務が義務付けられているところでして、アプリストアについては基本的にはそれと同じようなことをやっていただくということを想定しているところです。

一方で、新たにOSについても同じような義務がかかってくるようになっておりまして、これについては現実にはどのような対応ができるかというところで、今事業者側とも話をしながら進めているところです。ちなみにですが、ブラウザについてはこのような国内管理人の選任の義務は置いておりません。

以上になります。

○石井委員 ありがとうございます。

では、事業者とは調整していただくということで、また御報告いただければと思います。第11条の方もありがとうございます。

○依田座長 仲上委員からお手が挙がっておりましたね。仲上委員、どうぞお願いいたします。

○仲上委員 ありがとうございます。

第11条のデータ移転のところにつきまして質問させていただきます。今お話もあったところではあるのですが、データの種類について、様々記載していただいているところではあるのですが、細かいところで壁紙のデータというものが書いてあって、これはユーザーの撮影したデータであれば問題ないと思うのですが、例えばOS提供事業者ですとか、あと勝手にダウンロードしてきたようなデータが含まれている場合に、個人で使っている場合には問題ないと思うのですが、データ移転という形でサービスの一部として許容していいのかどうかというところは気になっているというところが1点ございます。

もう1つ、データ移転の方法については以前も少し議論させていただいて、実際どのようなやり方があるのかというところは技術的な観点でも議論があったところかと思うのですが、ここの第11条のところで記載していただいているデータ取得用のAPIの設置ですとか、あと、エンドツーエンドの方法について、これは通信論であると理解はしているものの、この辺りの実際にデータを移転するための仕組みづくりというところは、それなりに時間がかかるお話ですし、サイバーセキュリティの観点からすると、このような移行用のサービスみたいなものが新たに出てくると、そこはそこでサイバーセキュリティの対策というものをしっかり取っていただかないと、データを出す方も受け取る方もそこが脆弱性になり得るという観点はありますので、非常にここのデータ移転の方法論については、幅広い記載方法にしていただいた方が、実際にこれだけやっていたらいいという話でもないと思いますので、テクニカルなところで記述方法を検討いただけるといいかと思った次第です。

以上です。

○依田座長 仲上委員、もう少し聞きたいのですが、具体的に移転の対象となるデータについて、仲上委員としてこのデータの一覧の書きぶりについて、もう少しこうしたらいいなどの助言、アドバイスはありますか。

○仲上委員 基本ソフトウェアに関わるデータの具体例というのは、基本的には移転をしよう

としている個人が端末若しくはOSの中で作ったりですとかダウンロードしてきたりですとか、行動したデータの履歴若しくはデータそのものという位置づけになっていると思うのですけれども、気になったのは、例えば自分で撮った写真は自分に権利があることとして問題ないと思うのですが、ここに書いてあるような壁紙データやそのようなもの場合、例えば壁紙サイトからダウンロードをしてきたり、あと、有料で購入してきたような著作権があるようなデータですとか、そのようなものを活用していて、これをほかのサービスに移転してよいのかというところは気になったというところでございます。

○依田座長 日高委員、今の仲上委員の御意見に関連して付け加えたいことはありますか。この辺のデータを実際に実運用していく中で、ポータビリティについて。

○日高委員 そのところのユーザーの観点からしますと、法律等の部分は私自身は不案内になってしまうのですけれども、ユーザー御自身で作られたメッセージであったり、パーソナリティに近いものに関しては移転できることがユーザーの期待値として高い傾向がございます。なので、ここに書くべき内容という形でしたら、そのような普段から使われているものが列挙されていれば十分ではないかというところと、それらのデータがどのような経路でいうところは指定事業者の方は把握し得ないとは思いますが、どこまでがパーソナライズ可能かというOSの機能部分と、その機能がユーザーに対してどの程度利便性を高められるかというところとのバランスで書かれるのがよいかと思えます。

なので、ここで書かれているカレンダーデータとかは多分誕生日などの部分が反映されているでしょうし、壁紙というのは趣味嗜好の部分の反映なのかとは思いますが、ある程度のもので移行できていれば期待値に対して違った結果になるという誤解は与えづらいかと思えます。なので、ここに壁紙データがもしなかったとしても、それが不要であるという認知には、ユーザーの利便性を高める努力を払う事業者側からは至りづらいのではないかという感じですか。

以上です。

○依田座長 壁紙データ以外についても過少だったり過剰だったり、何か気になることの御意見はありますか。こちらに記載されているデータの具体例について。

○日高委員 この中でいいますと、OSの特殊性が出やすいものに関しては、先ほどのあった壁紙に加えてホーム画面のレイアウトみたいなところというのは、余り互換性がなかったりする部分ではあります。横に4つ出ているとか3つ出ているとかの違いは画面サイズでも変わっ

てきたりしますので、ある程度維持しようとして事業者側が頑張ってくれるかとは思いますが、そのような事業者間の補完性みたいなところだと壁紙データやホーム画面等があるかと思いません。あとはeSIMデータとかは移管先のサービスや事業者に依存するため不確定になりやすいというぐらいでして、おおむねこれぐらいが私の方から見たときに気になる点というか、互換性の問題があると感じるところは以上となります。

○依田座長 石井委員が御指摘したようにユーザーの同意があったとしても、その同意がどこまで本当にユーザーの深い熟慮に根差した同意になっているかで、後からユーザーの方に問題があるにもかかわらず、ユーザーの方が、こんなことがあって自分のセキュリティが損なわれたなどと主張することがないかと実は懸念しているところです。

石井委員、先ほどの回答で本当に石井委員が納得されたかどうか不安ですが、どう思いますか。

○石井委員 確かに同意をどれだけ真摯に行っているかというのは個々人の判断によりますので、移転した後で実はセキュリティのレベルがよろしくなかったということはあるのではないかと思います。そのためにも指定事業者の手を離れるときに免責してあげないと気の毒ではないかと考えます。指定事業者の手を離れる、すなわち本人の求めに応じて移転するのであれば、それはあなたに責任がありますよということを納得させた上で移転を行わないと、後から文句を言われることは十分あり得ると思います。その指定事業者側のリスクの回避というのは許容する必要はあるかと思います。

先ほどの議論の続きですけれども、知的財産に関わるようなものというのは、移転できないケースもあり得るという理解でよろしいですか。議論についていっていなかったかもしれないので、念のためお聞きできればと思いました。

○依田座長 今の最後の論点について何か事務局の方でリプライはございますか。

○稲葉室長 基本的には個人で使って、例えば取得したものと、個人で入力したものですので、余りそのようなものは想定しにくいと思って、今は特段そのようなことについて考え方を書いていないところではあります。

○依田座長 ここは経験値が豊富なので、川濱委員、今の議論を聞いて第11条のデータの移転に関わるところで、責任の所在とか、本当は同意する消費者側が十分に熟慮して同意して、事故が起こった場合においても事業者に対して責任を取ってもらえればいいのですけれども、一歩間違えると怖いところがあるので、川濱委員、何か御意見ございませんか。

○川濱委員 今のお話ですけれども、基本的に移転したことに対する免責というのはガイドラインに書ける内容ではないと考えております。要するにガイドラインはどのような措置を取ればいいかを書いてあることで、あり得るとするならば、移転を確認する形で対応した場合というのが当該義務付けられた措置の内容として入るか入らないかの問題だろうかと考えられます。その点、要するに後から文句を言われぬように、本人が要するに本当に熟慮した上でここに入っているのだということを確認するような形での対応があったときに、移転するというような対応というのが義務付けられた措置としての的確なものだということであればいいということになるかと思いました。

しかし、そのときにここで問題となっているデータに関しては先ほど御指摘があったとおり、基本的に自己入力型のデータの場合を自分でまた利用するようときですね。自己に由来するデータをもう一度利用するとき、その利便性を確保するという対応として作られているものであって、この措置において念押しする必要があるかないかということ、あるいは利便性は欠くけれども、危険なデータの移転というのはもうこの中の措置の対象外だと言い切れるかどうかと言われると、それは後者の部分を突っぱねると、ここにおける第11条の趣旨を損なうことになるから、移転する際のアーキテクチャーの中に慎重な同意を行ったものだと、熟慮の上の同意を行ったものであるかどうか確保することをやることは許されるという程度のことになろうかと思えます。

他方、これをガイドラインに書き込むということが本当に適切かどうかというのは、山田委員から最初に御指摘があったとおりかと存じます。今回のガイドラインは欧州のガイドラインに比してというよりも、日本の今まで出たガイドラインの中で最も詳しいガイドラインです。実際、独禁法関係で詳細なものの代表である流取ガイドラインなどに比べても、それをはるかに凌駕する膨大な量になっています。それに加えて、どのようなアーキテクチャーがいいかどうかに関してまで詳細に書く実益があるのでしょうか。要するに現在事業者が行っていることを参考に原案が書かれているということからすると、そこまでこれ以上詳しく書いて、事業者のためだと言っても、実は事業者のためにならないのではないかという気もいたします。

要するに今までの事業者が行っているデータ移転への対応策に応じた形で書かれていると先ほどお聞きしたのですけれども、そうだとすると、これで問題ないような気もするのですけれども、この点は今までの事業者との対応ではいかがだったのかということはお聞きしたいと思います。

○依田座長 川濱委員の最後の論点で、私も知識が及ばず分からないところなので教えてもらいたいのですが、クレジットカード情報やパスワード関連データも現行において既にポータビリティでやっている部分でございますか。

○稲葉室長 基本的には事業者とも話をしながら進めているところで、最後細かいところをガイドラインにどこまで書くかという詰めの調整は継続しているところですが、今、依田座長から御指摘のあったデータに関しては既に対象になっていると認識しております。

○依田座長 川濱委員、そういうことでございますので、そうすると、懸念は減るのではないのでしょうか。

○川濱委員 今の回答でかなり安心したところでございます。

○依田座長 山田委員、どうぞお願いします。

○山田委員 ありがとうございます。

このデータ移転、今正に会社と話されているとおっしゃっていたのですけれども、例えば通話履歴、要するに先ほど仲上委員もおっしゃっていたのですけれども、データ移転するのはものによってはそんなに簡単な話ではなくて、これが特にそうだと思うと見ていたのですけれども、今回のガイドラインは本当に細かいですよ。

報告義務のところでもそうだと思うのですけれども、私の印象としては、国会承認のときの内部用の手持ちメモみたいな、役所の中のメモみたいなことが全部外にガイドラインで出るぐらいに細かいと感じています。

私が心配しているのは、細かく書き過ぎた結果、実際に運用できないものが書かれているリスクがある。会社側も直前にドラフトを送られて、要するに彼らの中でも個別のものができるのかどうかじっくり検討する時間がなくて、要するにこれでできるかどうか誰も分からないようなことも全部書いてあるという状況なのではないかと思います。そのリスクというのは、実際本当にあつたらできない、公取的にもこれはやはりできないというのが分かったときに、この情報は書いてあるけれども、もう発行してしまったけれども、実際にはできないと。結局このガイドラインは出たけれども、ほとんどの情報は実はできない、余り意味ない、実際にアクティブな情報はほとんどないガイドラインだと、そのようになってしまったら非常に残念だと思います。

その意味では、ここのデータ移行の部分、あと、報告命令のところ、ここが霞が関のカルチャーとしてほかの省庁の書面と比べても細か過ぎると思うのですよね。実際に聞いている情報

とか報告義務の内容みたいなところは、確かに証券監視委員会や金融庁がやる数年に一回のオーディティングがありますが、その際に細かいことを聞かれるわけですが、正直それよりも詳しいと思って見ていたのですけれども、実際には聞かれても現実問題として出せないものもあるわけですね。それをこんなに細かく書いて出してしまったときに、実際にはこう書いてあるけれども、半分ぐらいしか情報は出ないガイドラインだというのが当たり前の認識の書面になってしまう方がいいのか悪いのかというリスクも考えた上で、外に出した方がいいと思うのですよね。

結局ガイドラインを出して、実際使われていないものになってしまうというのは一番意味がないわけではないですか。評判的にもよくないですし、だからこそDMAはオフィシャルなガイドラインがゼロというのもまた批判がありますけれども、どうなるか分からないのに結局使われていないようなガイドラインになるのはメンツに関わるから出すのをやめようという判断を彼らはしているのではないかと思われる。物すごく細かいと、できないものが絶対出てくるのではないかと。会社も今の時点で、会話を続けられているとおっしゃっていましたがけれども、恐らくできるかできないかの判定というのは、この1か月とかで出てくる話ではないと思うのです。デベロッパーと相談して、技術的に実行できるかどうかみたいな、1年とかそれなりの時間をかけて検討するような話。それは報告義務のところも同じだと思うのですよね。

だから、このガイドラインが将来ワークするかどうかも考えた上で、メッシュのレベルを決めていただいた方がいいのではないかとというのが私のビッグピクチャーのコメントです。

○依田座長 このところは慎重に議論した方がいいと思って、何人かの委員の意見を聞いた上でまた事務局にコメントしてもらって、さらに持ち帰ってもらえればと思います。

山田委員は今事業者側でできない場合のリスクをかなり強調したのですが、逆に頑張ってきてしまった後に事故が起こった場合のリスクも考えないといけなくて、僕はどちらかというところ、その方を怖がっているのですけれども、そこはほかの委員の意見分布を聞きたいと思うので、この論点について、第11条関係について何かあればと思います。

石井委員、お願いします。

○石井委員 先ほどの免責のところ追加でコメントさせてください。

本人が求めるデータを指定事業者が移転しましたと。その後、本人の側で想定していたセキュリティレベルではなかったか、あるいは何かトラブルがあって、元の指定事業者に文句を言うところ、民事的な責任の話になってきますので、確かにガイドラインの外だろうと

言われたらそうだと思います。

他方で指定事業者がサイバーセキュリティの確保やスマートフォンの利用者情報保護のための対策を行い、移転を拒否した場合や、あるいは危ないことのアラートを出すこと、それが法律の条文との関係で許容されるのかどうかというのは、この法律に違反するかどうかの解釈に関わってきます。この指針に細かく書くのであれば、今申し上げた判断基準も明確化しておく必要はあるのではないかとこのように思います。細かく書くのであれば、違反になり得るかどうかできる限り書くというのが本来の筋ではないかということだと思います。

知的財産のことを少しだけお聞きしましたが、やはり著作権に関わるものも含まれるのではないかという気もしております、その辺りの配慮は要るのではないかと思います。知財について余り詳しいわけではないので、気になるというレベルの話ではありますが、コメントさせていただきます。

○依田座長 なるべく法学の委員方の御意見を広く聞きたいので、伊永委員、滝澤委員、この第11条に関して、専門を離れる面もあるかもしれませんが、何かコメントはございませんか。

○伊永委員 EUは確かにガイドラインは出していないのですけれども、コンプライアンスレポートという形で規制対象者との間でこのように遵守していきましょうということについては文書を公開しています。その中で書かれているようなことについては我々の方も考えておかないと、結局のところ、どのようにすれば遵守したといえるのか誰にも分からないというものになってしまうと本法の規律も台無しになってしまうという点から、指針においても一定程度どのように守ればいいのかということが明らかになっている必要はあるかと思います。

一方で、それを越えた記述については、なくてもいいのかもしれないと思っています。スマホ法の第46条にガイドラインについて規定されている部分がありますけれども、そこでは禁止行為と遵守行為について指定事業者が適切に対処するために必要な指針を出しますと書いてあるだけなので、その範囲で中身がきちんと定まればよいということからすれば、ある程度曖昧さが残ってもいいのではないかと、あるいは必要とまでいえない記述は削ってもいいのではないかとこの整理はできるかと思いました。

○依田座長 滝澤委員、何かコメントございますか。

○滝澤委員 ありがとうございます。

まず、山田委員からの御指摘につきまして、もちろん事業者側と詰めていただいているところだと思うのですが、以前も同じような指摘をさせていただきましたとおり、技術が急

速に発展し、新しい技術も出てくる中で、技術的に移転が不可能なものが出てくるかもしれない、技術上のみならず制度的に不可能なものもあるかもしれない。そのようなものが認められる場合には、幾ら努力しても、できないのだから問題にならない、という判断の受け皿がやはり必要なのではないかと思います。

また、石井委員がおっしゃったように、指定事業者は一生懸命やったけれども、消費者の同意がどうかといった問題もありそうだとということで、そうした問題を受け止め得る文言として、第11条には「必要な措置」と書かれていますので、この文言をうまく解釈して、そうした問題を受け止められるように工夫するというのが、1つあり得る方策なのかな、と思って聞いておりました。

もう1つは、伊永委員の御意見を伺って、第11条についてはそこまで書く必要がないとすれば、もう少し軽く書くというのはいり得るのではないかと思います。

○依田座長 ほか、いかがですか。どうぞ上沼委員。

○上沼委員 今のところについて、私も余り細かく書かない方がいいかと思っています。やはり様々なことがあるので、ある程度何をすれば違反にならないかという指針という程度でいいかと思っています。余り細かく書いてしまうと、縛られてしまうところがあるかと思っていたので、一言だけコメントです。

以上です。

○依田座長 難しいですね。事務局から一回御意見を伺えればと思います。

○稲葉室長 先ほど申し上げましたように、基本動作ソフトウェアに係るデータの具体例として挙げられているものに関しては、これは既に一定程度関係事業者の間でも今やられているところで、例えばGoogleのPixelの端末、それから、iPhoneの最新機種の間ではここに挙げられているものは既にデータの移転が可能になっていると承知をしているところです。

このようなものを具体例として例示しているところではありますが、他方で今多くの委員からいただいたように、ここに限らずですけれども、ガイドライン全体として我々としてもしっかりとワークするようなものにしていく必要があるということは認識しておりまして、したがって、引き続きよく事業者とも話をしながら、実態をよく踏まえた内容にしていくということが重要ではないかと思っていますところではあります。

○依田座長 ほか、全般的に何か③の論点について御意見等ございますか。また、第11条について更に御意見がある人はおられますか。

では、梶田佳江委員からチャットで来ています。

○稲葉室長 チャットでいただいた御意見、御質問を代読させていただきます。梶田佳江委員の御質問になります。

Google、Appleなどのグローバルに事業を展開している事業者にとって、日本語に訳して情報を開示するためには時間がかかり、対応が遅れが生じるおそれがあると考えられます。併せて、企業として情報公開できない内容もあると思われませんが、その辺りはどのレベルまで開示を求めるのでしょうかという御質問を頂きました。

こちらにつきましては、先ほども少し御説明を差し上げたところですが、特に日本語の翻訳についてでありますけれども、日本語以外の言語で記載された文書について、やむを得ず日本語の翻訳文を付すことができない場合には、開示のときに期限を示して、その期限までに翻訳文を付すということで一定の期間を確保した上で対応していただくということを考えているところです。

また、2つ目にいただいております企業として情報公開できない内容があるというお話で、これも先ほど少し御紹介させていただいたとおりでありますけれども、例えばデータの取得や利用に関する社内の体制の整備の状況について開示義務がありますが、こちらについては事業活動に支障のない範囲で開示をしていただくということにしておるところです。

以上になります。

○依田座長 ありがとうございます。

伊永委員、どうぞお願いします。

○伊永委員 第12条に関するものですが、以前の会議で私の方から発言した内容と重なるかもしれません。スマートフォンの動作に不可欠な場合、法律上の対応として「標章を表示しない」ということがアンインストールの一例として挙がっているわけですが、標章というのはアイコンを意味するみたいですが、アイコンを画面から消しただけでは駄目で、基本的にはインストールをする前の状況に戻してもらいたいということが「消去」といえるためには必要なのではないでしょうか。以前この発言をしたときに日高委員から適切なフォローがありましたけれども、データをずっと抜き取っているというようなことがないようにしてもらいのために、不活性化であるとか無効化ということが必要である旨を付け加えたらどうかという御提案だったのでありますが、それが十分伝えられていなかったのかもしれませんが。そのため改めて申し上げますが、法律上に定めている「標章を表示しない」との表現も、単に画面からアイコ

ンを消すだけではなくて、不活性化や無効化ということまでやっていただくという趣旨であることをガイドライン上は明らかにしてもらいたいと思つての発言でした。可能であれば、そこまで書き込んでもらった方がいいのではないかと思います。

もう1点、関係省庁との連携について書かれている部分ですが、この内容はこれでいいかと思うのですが、欧州委員会や英国のCMA等の外国当局とも連携を取りながら国際協調的に対応していただけたらと思つておまして、その点もここで書かれたらいかがでしょうか。あるいは、ここで書かれていることに反するわけではない、外国当局との連携も、なお行い得るという点について、追記の形になるかと思つますけれども、書くのでもいいかもしれません。この文章だけ読みますと、国内機関あるいはスマホ法に規定されている省庁としか連絡を取らないかのようにも読めましたので、外国当局とも連携を取りながらやっていくという旨を書かれたらいかがかと思つました。

以上です。

○依田座長 伊永委員から御指摘いただいた点については、事務局に持ち帰つて検討いただき、最終的に取りまとめられるガイドライン案に反映していただくことといたします。

これまで、新法に関する政令、公正取引委員会規則及びガイドラインについて、時間の許す限り、各委員の皆様から幅広く御意見を頂戴しました。すべての項目について本日この場で決定を下したわけではありませんが、我々に与えられた責務の範囲内で、十分に議論を尽くせたものと認識しております。

本日の議論を踏まえつつ、今後は指定事業者を含む関係事業者や、その他の多様な利害関係者からの意見も引き続き伺いながら、本検討会での意見を尊重してガイドライン等の原案を取りまとめていただきたいと思いますと考えております。その上で、原案をパブリックコメントに付す予定です。

なお、原案の公表に向けた具体的な修正作業については、座長である私に御一任いただき、私から事務局と連携して調整を進めてまいりたいと思つますが、御異議はございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ただいま申し上げたとおり、今後の対応を進めるとともに、パブリックコメントの実施後には再度検討会を開催し、寄せられた意見に対する考え方や、政令・規則・ガイドラインに対する修正内容等について、事務局から御説明をいただきたいと思います。

あわせて次回の検討会では、スマホ新法の本格施行に向けた準備状況も確認しつつ、今後のデジタル分野における競争環境の整備について、本検討会として公正取引委員会への提言を取りまとめる予定です。

これまでの検討会においても、生成AIに関する議論は一部行われておりますが、将来的な検討課題と位置づけられるものもございます。本検討会のスコープ外の論点も含め、御意見のある方がいらっしゃれば、ぜひ御発言をお願いいたします。

以上をもちまして、政令、公正取引委員会規則、ガイドラインのパブリックコメント前の検討会は本日が最終回となります。最後に、事務局を代表して、佐久間官房デジタル・国際総括審議官より御発言をお願い申し上げます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○佐久間デジ国審 佐久間でございます。

昨年9月末から10回にわたります、このスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会におきまして、インテンシブに議論してまいりましたが、委員の皆様におかれましては、毎回積極的に御議論いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

このスマートフォンソフトウェア競争促進法の施行に当たっては、セキュリティの確保でありますとかプライバシーの確保、青少年の保護などを図りつつ、実効的な運用を行わなければならないという困難な課題がございます。しかし、委員の皆様それぞれの御知見や御経験を踏まえまして、闊達に御議論いただいたことで国際的にも比較して非常にバランスの取れた運用を行う一定の道筋がついたのではないかと考えております。

本日も委員の皆様からたくさんの傾聴すべき御意見を頂戴いたしました。こうした御意見を踏まえつつ、引き続き関係事業者の方からも御意見を聞きながら政令、規則、ガイドラインの原案を取りまとめていきたいと思っております。

改めまして、パブリックコメントの実施後にもこの検討会を開催いたします。引き続きどうぞよろしくをお願いいたします。非常にタイトなスケジュールの中、委員の皆様には大変なお力添えを頂き誠にありがとうございました。

以上をもちまして、挨拶に代えさせていただきます。

○依田座長 どうもありがとうございました。

本当に委員の皆様には、今日も最初から最後まで大変な大学院のゼミのような検討会でした

が、本当に貴重なコメントを頂きまして、ありがとうございます。また、パブリックコメント後に委員方から御意見を頂くこともあると思いますが、これをしっかりと踏まえてガイドライン案を仕上げていただきたいと思います。

最後に、事務局から事務連絡等をお願いいたします。

○稲葉室長 本日も含めてこれまで御議論いただきました実体規定に係る政令、規則、ガイドライン、これに加え、本検討会の検討のスコープ外ではありましたが、新法に基づく調査等に関する手続規定も下位法令などの整備をしていきたいと考えておりました。これらも含めた原案を本日いただいた御意見を踏まえ、更に関係事業者の意見も聞きながら取りまとめ、パブリックコメントを行うべく、引き続き作業を進めていきたいと思っております。

次回についてはパブリックコメント後ということで、詳細は事務局から追って御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上になります。

○依田座長 本当にどうもありがとうございました。

以上をもちまして本日の検討会を終了いたします。

※増田悦子委員（オンライン参加）については、機材等の都合上、本検討会中に発言ができなかったため、本検討会の開催後に別添のとおり意見書の提出があった。